

令和 3 年

大蔵村議会会議録

第 3 回定例会 9 月 7 日 開 会
 9 月 10 日 閉 会

大 蔵 村 議 会

令和3年9月7日（火曜日）

第3回大蔵村議会定例会会議録
（第1日目）

令和3年9月7日（火曜日）

出席議員（9名）

1番	齊藤光雄君	2番	八 歙 信 一 君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口 智 君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤 勝 君	8番	早坂民奈君
10番	鈴木君徳君		

欠席議員（1名）

9番 長南正一君

説明のため出席した者の職氏名

村 長	加藤正美君
副 村 長	安彦加一君
教 育 長	有馬真裕君
総 務 課 長	矢口真二郎君
産 業 振 興 課 長	越後 享 君
住 民 税 務 課 長	長南正寿君
健 康 福 祉 課 長	田部井英俊君
地 域 整 備 課 長	高山和広君
危 機 管 理 室 長	佐藤克也君
教 育 課 長	鳴海由紀子君
会 計 管 理 者	滝沢恒彦君
診 療 所 事 務 長	小野秀司君
代 表 監 査 委 員	土屋 徹 君
農 業 委 員 会 会 長	国分 明 君
産 業 振 興 課 長 補 佐	若槻 寛 君

住民税務課長補佐	中島輝美君
地域整備課長補佐	早坂健司君
教育課長補佐	羽賀明美君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	東谷英真君
--------	-------

議事日程 第1号

令和3年9月7日（火曜日） 午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

- ・健全化判断比率の報告について
- ・資金不足比率の報告について

第 4 本期受理の請願

第4号（請願） 村役場新庁舎移転の公正な議論のための「村民アンケート」実施の
請願

第5号（請願） 米の需給調整に関する請願

第 5 一般質問

第 6 議第62号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の
制定について

第 7 議第63号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議第64号 令和2年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について

第 9 議第65号 令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

第10 議第66号 令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第11 議第67号 令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認
定について

第12 議第68号 令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について

第13 議第69号 令和2年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第14 議第70号 令和2年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

第15 議第71号 令和2年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第3回大蔵村議会9月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、執行部並びに議員の皆様には公私ともに何かと御多忙中のところ、本定例会に御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提案されます諸議案につきましては、加藤村長から提案理由の説明がありますので、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決が得られますようお願い申し上げます。

また、御多忙中にもかかわらず本会議を傍聴いただきます皆様に対し、議会を代表し衷心より敬意と感謝を申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回大蔵村議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番佐藤雅之議員、4番矢口智議員の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、過日、議会運営委員会が開催され、提出議案等を検討した結果、本定例会の会期は、本日9月7日から9月10日までの4日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日9月7日から9月10日までの4日間と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、諸報告に入ります。

初めに、村長より報告事項がありますので、加藤村長より報告していただきます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆様、おはようございます。諸報告の前に、一言だけ御挨拶をさせていただきます。

皆さん、改めましておはようございます。今日は暦の上では二十四節気の白露、めっきり秋らしい天気となりました。また、正面のリンドウでございますけれども、今年も村内の栽培農家4名の皆様方から、9月の定例議会にと頂いたものであります。リンドウは、村の花でございます。4日間の会期中、私たちを和ませてくれるものというふうに思っております。

それでは、9月の定例村議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

御出席をいただきました議員の皆様方、そして国分農業委員会会長様、土屋代表監査委員様、そして御多忙中にもかかわらず傍聴いただきました皆様方に心より御礼を申し上げます。特に、今日は県議会議員の伊藤重成先生からも大蔵村の議会傍聴というような形でおいでをいただきました。感謝を申し上げます。

今年は、7月の中旬から8月上旬まで好天に恵まれ、本村の主要農産物であるトマト、ミニトマト、キュウリなどの夏野菜を中心として出荷のピークを迎えたところでありますが、それ以降の天候不順により出荷量が減少し、農家収入の減少が心配されるところでございます。水稻については、5月、7月に日照時間が平均を下回ったところでありますが、雨月期に天候に恵まれ、8月31日に東北農政局から発表された県内の作況は、やや良とのことでございます。村内でも稲刈りが始まりまして、農作業事故、そういったものが発生しないように注意喚起をしまいたいというふうに思っているところでございます。

農産物につきましては、天候に左右される部分が多く、昨年は7月末の豪雨災害により壊滅的な被害を受けた方もおりましたので、今年は大きな災害がなく、梅雨期を乗り越えられたことに安堵しているところでございます。

一方、新型コロナウイルス感染症については、全国で猛威を振るっております。県内においても第5波が急拡大し、連日過去最高の感染者が確認されるといった状況で、8月だけで1,000人を超す感染者が確認されております。最上地域においても新庄市で集団感染が確認され、他地域での感染拡大が懸念されているところであります。

本村では、早くから診療所の協力の下、コロナワクチン接種を開始し、接種を希望する方についてはほぼ接種を終了しております。また、報道などで問題となっている妊婦の方に対する接種についても終了しております。9月以降、12歳に達した児童に対し、順次接種を行う体制

を整備しているところであります。

こうしたことが功を奏しているのか、今年に入って本村のコロナウイルス感染者は確認されておりませんが、昨年の教訓を生かし、村民の皆様の感染防止と安全確保のため、新型コロナウイルス感染症対策本部において情報の収集とともに、国や県の指導を仰ぎながら感染防止策の啓蒙に努めております。

現在も緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に29都道府県が指定されており、山形県においても今月12日までの期間で県独自の感染防止特別集中期間として感染の抑止を図っているところでございます。そうしたことから、例年実施している村の行事等も中止や規模を縮小しての開催とさせていただいております。村民の方々にも不要不急の往来の自粛や会食の制限などによって、生活習慣が大きく変わるなどの影響がございますが、もうしばらくマスクの着用や3密を避けるなど、感染防止対策に御理解と御協力をお願いいたします。

こうした状況の中にあって、明るい話題もございました。8月31日に文部科学省が発表いたしました国語学力テストの結果において、大蔵村は小学校、中学校ともに全国平均を大きく上回る結果となりました。大変喜ばしいことであり、これまで子供たちの教育に当たられました学校教職員、それを支えていただきました教育委員及び委員会職員に感謝を申し上げたいと思います。今後も苦手部分の克服とともに学力向上に向けた取組を確実に進めるよう、村として支援してまいりたいと思っております。

これからは、秋の台風シーズンを迎えます。本村は、これまで多くの災害に見舞われてまいりました。自然災害には脆弱と言わなければなりません。私は、有事に当たって村民の方々の命を守ることを第一に考え、躊躇なく、迅速な指示などを発してまいりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、9月定例会開会に当たっての挨拶といたします。

それでは、報告事項に入ります。

報告事項は2つございますけれども、その1、2を私から続けて申し上げます。その後、担当の総務課長から続けて内容について説明をしていただきます。

報告1 健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、令和2年度の決算について健全化判断比率を議会に報告し、かつ村民に公表するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

報告2 資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、令和2年度の決算について資金不足比率を議会に報告し、かつ村民に公表するものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上終わります。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 報告1、健全化判断比率の報告について。

令和2年度決算に係る健全化判断比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

健全化判断比率は、法律に基づいて地方公共団体の財政状況を客観的に判断するための4項目の財政指標でございます。

表を御覧ください。当村における令和2年度の数値でございます。実質赤字比率はございません。連結実質赤字比率はございません。実質公債費比率は7.5%でございます。将来負担比率はございません。右の欄には、早期健全化基準と財政再生基準の値を示しておりますが、令和2年度の数値はいずれも基準を大幅に下回っており、適正な財政運営ができていますものと思っております。

本文に戻ります。

令和3年9月7日、大蔵村長加藤正美。

続きまして、報告2に参ります。

報告2、資金不足比率の報告について。

令和2年度の決算に係る資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

表を御覧ください。3つの特別会計の令和2年度資金不足比率でございます。簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、浄化槽整備事業の各特別会計において、資金不足比率はいずれもございません。右の欄には、経営健全化批准の数値を示してございます。各公営企業会計においても適正な財政運営ができていますものと思っております。

本文に戻ります。

令和3年9月7日、大蔵村長加藤正美。

以上、報告いたします。

○議長（鈴木君徳君） 議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりでございます

ので、御了承願います。

以上で諸報告を終わります。

日程第4 本期受理の請願

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、本期受理の請願に入ります。

本日までに受理した請願は、お手元に配付している請願の写しのとおりであります。

整理番号第4号村役場新庁舎移転の公正な議論のための「村民アンケート」実施の請願につきましては、総務文教常任委員会に、整理番号第5号米の需給調整に関する請願については、産業建設常任委員会に付託いたしますので、報告いたします。

日程第5 一般質問

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、一般質問に入ります。

議会会議規則第61条の規定により、指定期日まで5名の方々の通告がございます。

通告順に発言を許します。

7番佐藤 勝君。

〔7番 佐藤 勝君 登壇〕

○7番（佐藤 勝君） 皆さん、おはようございます。

今日はお忙しい中、傍聴に来ていただきました皆さんには心から感謝申し上げます。これから5名の方の一般質問がございますので、最後までよろしく願いいたしたいと思っております。

それでは質問に入ります。

最近の新聞報道によると、他町村において、執行部より議会に提出された事業計画や補正予算が本会議において否決される例が目立つようになりました。その要因の一つとして考えられるのは、計画した事業達成のために限られた一部の組織で内密に計画を検討し、外部にはできるだけ洩らさない。もし途中で情報が洩れ、外部から様々な意見が出れば、その事業の收拾がつかなくなり、思いどおりに計画が進展しなくなる、もしくは挫折するという観念からあるのではないのでしょうか。

人間は感情的な動物であり、一度ねじれたらなかなか修復は難しく、お互い意地の張り合いで、本来の趣旨からかけ離れた議論になり、結果主流を見失うことが多々あります。幾ら綿密に練られた計画であっても、本会議において否決ということになれば、それまでの努力が全く無駄になるだけでなく、逆に反発を買うこととなります。そのようなことは絶対に避けなけれ

ばいけません。

大蔵村でも何十年に1回あるかないかの役場庁舎の移転という大きな事業を抱えており、あくまで役場庁舎は村民のためのものであることを観念とした、たたき台となる基本的な事業計画を早急に策定し、これらを広く村民に開示し、同時に多くの意見を収集し、幅広い構成の検討委員会を立ち上げるべきだと思いますが、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 先ほどは、お忙しい中傍聴、わざわざ来ていただきました県議会議員の伊藤先生のお話を申し上げましたけれども、小松先生もおいでになっていただきました。本当にありがとうございます。

今日は村民の皆様方もいらしておりますけれども、9月というふうな月の中で、大変お忙しい中傍聴に来ていただきまして、ありがとうございました。よろしく願いをいたします。

それでは、お答えしてまいります。

「新庁舎の移転は村民の意見を尊重すべき」という佐藤 勝議員の質問にお答えいたします。

議員からは、他市町村における執行部と議会との関係に鑑み、御憂慮されての質問をいただきました。私もそうした報道に触れ、議員の皆様、そして村民の方々に丁寧な説明を行ってまいりよう改めて肝に銘じているところでございます。

議員からは、今後計画されている役場庁舎の建設について、村民の方々の感情についても配慮すべきとの御意見をいただきました。私も、議員御意見のとおり役場庁舎移転という大きな事業ということで、そのたたき台となる基本的な事業計画を早急に策定し、広く村民に開示し、多くの意見をいただきたいと考えております。

御承知のとおり、現在の役場庁舎は浸水想定区域にあり、半分が耐震化されていない状況です。そのため、役場庁舎の移転について、これまで役場中堅職員による庁内検討委員会及び管理職による庁舎整備検討委員会で検討を重ねてまいりました。その検討結果については、議会全員協議会にお示しをさせていただくとともに、何回か一般質問をいただき、その都度答弁をさせていただいた経緯がございます。

現在のところ、基本計画の素案などを策定するため、6月議会でお示しした移転候補地の1つである場所の測量及び地質調査を行い、候補地となり得るかどうか見極めている段階でございます。その結果を待つて候補地の案をお示しし、村民の方々を交えた役場新庁舎建設検討委員会などを設置し、村民の御意見を反映させてまいりたいと考えております。

今、全国至るところで大規模な自然災害が多発しております。本村においても、昨年の水害を教訓として、役場庁舎が大規模災害時においても防災拠点としての機能を果たすよう整備を行っていかねばなりません。今後とも、議会の皆様方にはその都度御相談を申し上げ、御理解をいただきながら進めてまいりたいと存じますので、御理解、御協力をお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 今答弁いただきましたけれども、ずらっと並べていても分かりませんので、改めて分離して確認の意味を含めて質問したいと思います。その前に、何の事業にも順序というものがありまして、順序を間違えると本来の考えや計画が予想しない方向に向かうことが多々あります。しかし、またその計画に対して質問すると、往々にして反対しているように思われます。誤解があるといけませんので前もって申し上げますけれども、私は賛成とか反対とかいうことではなく、これから行う事業に対してどのような方向で計画しているのか。また、村民や議会に対して、その計画はどのようにして理解をいただくのかを質問しているわけですので、明確にお答えいただきたいと思います。

村長が議会に対し、さきの答弁にもありましたけれども議会に対して計画を提示した際、移転先に関しては全く白紙の状態と答えて間もなくです、候補地を5箇所絞り、その場所の地質調査費として約800万円の費用を提示し、議会においても承認しました。また、その結果、降雪前には調査を終え、公表すると言われましたけれども、現在はどこまで進んでいるのか、まずお答えください。

また、その5箇所、やるかやらないか分かりませんが、もし5箇所やるのであれば、そのデータ、調査データですね、それを口頭ではなく、例えばあそこは駄目でした、あそこは駄目でした、ここはよかったです、ではなく、その調査のデータを全部議会に提出していただきたい。それだけまずお答え願います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今佐藤議員からこういった質問については、よく反対の立場からというふうなことを取られるというようなことで、前置きがありですね、そういう説明があったわけですが、私どもとしてはそういうふうな考えでは捉えていません。やはり建設的な意見としてよりよいもの、そして村民のための役場を建設するというふうなことで捉えておりますので、今まで申し上げたとおり広く村民にその情報を周知し、そして使い勝手のよい役場建設に向けて努力をしているところであります。

さて、議会に5箇所の候補地をしっかりと出して、そしてそれについていろいろな検討を重ねていただきたいというお話をいただきました。もちろんそのつもりでおります。そのための準備段階として、今、一候補地を地質調査しているというふうなことであります。

以前にも申し上げましたけれども、今最上広域の中でも消防庁舎の建設が叫ばれている中で、やはり5箇所について候補地を上げ、その全てのデータを開示しながら選定委員会、そして理事会にかけるというふうなことになってございます。それと同じように懇切丁寧な準備を踏まえてこの候補地を絞ってまいりたいというふうに思っています。

その絞り方でありましてけれども、佐藤議員が申し上げましたとおり、議会というふうなことだけでなく、もちろん最初に議会にその内容については提示をしますけれども、委員会というものも広く村民からも募集をし、募集といいましょうか委員を委嘱し、そしてその委員会の中でその情報、資料を基に建設地を決定してまいるというふうな段取りになろうかと思えます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 大変建設的な答弁でありました。必ずそういうふうにしていただきたいと思えます。

また、再度の質問になるかもしれませんが、今現在計画している庁舎は、庁舎移転というか、それはすぐにはできないんですけれども、役場だけではなく中央公民館とか診療所、そういうのも1か所にまとめたというような考えだったと聞いておりますが、私もその考えには賛成します。だからこそ、その移転先の決定にはやはり多方面から慎重な意見と綿密な計算が必要になります。幾ら大きな計画を立てても村民皆さんの理解を得なければ、これは後世に悔いを残すことになります。

そのためには、何回も言うようではございますけれども、一番大切なのは村民の意見でありますから。その意見を精査し、その精査した結果計画を立て、その計画を村民にまず理解してもらうのが一番大事です。たまたま今回ですけれども、村民の一部から請願書、移転所に関するアンケート調査をしてくださいという請願書が出ている。これは裏を返すと何でかといったら、それだけこの庁舎移転には村民が関心を持っているということです。だから、こういうアンケートを何回やっても全員100%賛成とか何とかというのは、絶対あり得ませんので、普通の選挙でもそうですけれども、34%くらいで成立する可能性もあるわけです、よその選挙でも。だから、100%でなくても皆さんに開示して、開票率何%か知らないけれどもこういうのでいいんじゃないかというのを、やはり51%以上くらい集めるくらいのアンケートが多分必要だと私は思い

ますが、ぜひそれをやっていただけないでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 最初の話の中で佐藤議員さんではなかったというふうに思いますけれども、アンケート調査をやるべきだという話も当然私のところにもその情報は届いております。

ただ、最初からたたき台も出さないでアンケートということでは收拾がつかなくなるだろうというふうな思いの中で、まずは役場の機能を最大限発揮する、あるいは役場に働いていてその機能が十分できるようにと、発揮できるようにということで前回も若手の職員からまずいろいろな考えをいただいたということであります。その後、課長会で、課長さん方の中の検討委員会で案を煮詰めていったというふうなこと。そして、役場を建てる候補地として大ざっぱな考え方としては、やはり清水・合海地区というものがベースにあって、そこからなかなか出ることができないというふうな思いであります。

なぜかといいますと、いろいろなことがあると思うんですけれども、まずは交通の要衝であるということ。それから、やはり経済、インフラの中心地でもあるということ。それから村内人口の35%が集中している中心地だということ。先ほど交通の要衝ということを申し上げましたけれども、どうしてもいろいろな関係機関との協力、あるいは協調を取らなくてはいけないということで、やはり国や県の施設が今あるわけですので、そういった施設との連携あるいは隣市町村との距離関係とかですね、そういうことの中で清水・合海というふうなこと。

それから、最上川の水害が大蔵村にとっては一番怖いといひましようか、障害になる災害だというふうに思っております。面積的にも非常に大きい災害になり得るということ。それで、最上川といいますと、清水・合海がそうですけれども、当然鳥川のほうもなっております。大蔵村に関わるというんでしょうかね、おいでいただくための。そこが中断されますと陸の孤島になり得るというふうなこと、そういうことも若い職員の方々が感じて清水・合海からなかなか出ることにはできないだろうという判断をされたというふうに聞いてございます。やはり災害に強いというふうなことがあります。

それから、現在は清水・合海地区に建てられてきたというふうな、これは事実であります。これは歴史的な経緯、あるいは重みというふうなことが証明されているというふうなことだろうと思っております。そういうことの中で、実は前回の早坂民奈議員の質問の中にも清水・合海から出ることには大変でしょうから、学校を使うことではいかがですかという提案があったというふうに私は認識をしているところであります。そういうことで、そのことについては以前から議員の皆様方に事あるごとにこの役場建設に関わる説明としては申し上げてきたことであり

ました。そういったことで、それまではそういったことがなかったということ。決してアンケートを取る取らないではなくて、そういうふうな事実があって、やはりその中でその建設用地を決定するという案として、それを出してきたわけであります。

そういった中で5つの候補地も皆様方に説明をしております。ただ、口頭ではなくということですので、これから当然今回調査している候補地も含めて、全て文章化した中で工事をしてまいりたいというふうに思っております。

そういうことですので、私は今これからアンケートを取るのではなくて、その候補地を定めた中でアンケートを、5つの候補地を定めた中でアンケートを取るのであればやぶさかではないと思いますけれども、ただやみくもに建設地はどこがよろしいでしょうかというふうなアンケートの中では收拾がつかなくなるというふうに私は考えてございます。そういった中で5つの候補地を上げて、村民の皆様方により文章で詳しくそういったアンケート、それをもし取るのであれば、それは検討しなくてはいけないというふうに考えてございます。

ただ、そういったことをすればするほど、皆様方が早く、早くと要求しているその時期がだんだん遅れていくんだということも御了承をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） そのアンケートの取り方ですね。それは村長言ったものをやはり考えなきゃならないと私は思っています。なので、このアンケートとか開示をしてくださいと何回も言うかもしれませんが、これは雑談になるかもしれませんが、最近ほとんどこの関係では曖昧になって全然表に出てきませんけれども、例の、皆さんが見ていても楽しんだと思うんですけれども、森友学園や加計学園、あれはやはり内密内密にして、天の声みたいなことで計画を進めたためにああいう結果になったと私は思っています。私が心配しているのは、そういうことにならないように村長に考えてもらいたい、そういうことをしているわけで、何も反対しているとかそういうことではない、実際ありませんので、誤解のないようお願いしたいと思います。

次ですけれども、これは私個人のことになります。私は今まで議員活動をしている中で大きな後悔が2つあります、2つ。これはうまくなかったなあと今後悔しています。それは、三和食品の土地の件、買収。買い入れですか。それ、我々考えるのには途方もない値段だったんですよ、私が考えるには。なぜかと言ったらあの辺近辺、これは農業委員会も知っていると思いますけれども、大体田んぼで1反歩40万。その半分为20万。畑が20万、山林が10万、その半分为山林というような、大体の、決定したわけじゃないですけれども目安というか、そういう取

引になってたはずなんです。それを何回も私だけじゃなく質問したんですけれども、何で200万になったんだと言ったら、これは特別な事情があるからだ。だから何でもかんでも特別な事情の枠を作ったら切りがなくなる。

今回、下手したら今回の庁舎移転の場合も特別な枠となったら、まあこれはとんでもない、庁舎移転で1町歩、その次2町歩くらいは欲しいと言ったんだけど、これ200万で2町歩といたら4,000万円ですよ。とてもじゃないが我々では考えられない価格なわけです。だからそれも私は三和食品の土地の買収のときにいろいろあって、それで。それは議会に提出して議会の承認したんですから手続上何ら問題ないんです。ただ、私としては後悔しています。

それからもう一つなんですけれども、養豚業者ありましたね。今、戸沢でやっていますけれども。あれ、大蔵村から撤退した。あれも私えらい後悔しています。何でかと言ったら、その頃私は農協の役員しておりました。賛成派だったんです、実は。話も、組合で何回も話し合いをして、それで途中までいったら会社のほうから突然でしたけれども、今小屋まで柳瀬から除雪をしなきゃ駄目だという話になったんです。とてもじゃないけれども私あの頃除雪やっていたので、今の除雪に対して村の財政では絶対できませんと私言ったんです。そうしたらそれもつかなきゃ駄目だというので、私いきなり、それでは養豚のあれは反対だと反対したんです。そういうこと言うのでは駄目だと言って。お前ら業者だから業者自分たちで除雪やるのは当然だろうと。そうしたら、役場、村の有利を与えるためだから除雪もしてもらわなきゃならないという話になったので、社長さんとかなり私言い合いして反対のほうに回りましたけれども、それもさっきも言ったとおり意地になったらまともな話はできなくなって、それは絶対だめと。

そういうことで、今までずっと言っているのは、やはりまともな話をまともにすればまともな結果が出るんですから、こういう大きな仕事はそんな意地の張り合いとかやっては駄目だと。それを強く思っているわけです。

これ、そのまま行ったら、ひょっとしたら特別な例を作ってまた例を作って、1反歩400万とか200万とか300万とかってならないこともないし、その懸念もされます。そういうことはないとはいえますけれども。それを今から私、自分の反省も含めて十分に村長に言うておきますので、そこをよく考えて候補地を練って行ってください。もし、そういうことがあったら、私は反対します。今から言うておきます。反対というのは、建物を建てるそのもの事業の反対じゃないですよ。今から言うておきますが、私は後悔残したくないんです。村長はどのように考えていますか、そのようなこと。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） まず、今佐藤議員の経験というんでしょうか、今までの中で大きな後悔が2つあったということで、今お話しをいただいたわけですが、まず1点目の加工場の土地の買収価格であります。これについては破格というふうな価格で買ったというふうな御指摘をいただきましたけれども、これはですね、その時点としては破格でも何でもないというふうに私は思っております。というのは、これは大蔵村で土地の値段を決めたものではなくて、山形市のほうだったでしょうか、（「はい」の声あり）そういった土地価格が、調査士ですね、その方に相談を申し上げ、そしてそこから割り出したものでありまして、別にですね、私とか、あるいはこの執行部の中で大体の価格で決めたなんていうものではございません。そのことについても、当時議員の皆様方に詳しく御説明を申し上げたというふうに思っています。

それから、その近くの中で土地売買、大蔵の中でありました。というのは、国道458の整備、それから工業団地線の用地買収というふうなこともありまして、そういったものも全て勘案して割り出されたものだというふうに思っております。そういったことですので、当時佐藤議員が納得をしたというのは、そういった確固たる裏づけがあって納得したものだというふうに思っております。

ですから、例えばこの大蔵村の中でいろいろな公共施設を今まで建ててまいりましたけれども、それについても私の代でなくても先輩の村長さんの代にもそういったことがよくありましたけれども、それは全て、村長や執行部が勝手にそういった価格を取決めしたのではないというふうに私は思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、養豚関係もございましたけれども、それは佐藤議員の内面的なお話であってですね、今大蔵村にその養豚場があってよかったとかよくなかったとかということは、それぞれ関係する職業あるいは立場でそれぞれ思いがあるのではないかなというふうに思っております。ですから一概に反対賛成というふうに言えるものではないのかなと思っております。

そういったことで、当然佐藤議員が私どもにそういった大きな間違いをしないようにというふうな形で自分の経験を御提示いただき、私どもに注意喚起をしてくださるというのは非常にありがたいわけでありまして、私は今まで15年、足かけ15年になりますけれども、その中で議会に詳細に報告をしないで独断でいろいろなことをやったということは1回もございません。全て包み隠さず、課長の皆さん方にも全て議員の皆様方に相談申し上げてからいろいろなことを計画をなさいますよと、あるいは計画した内容については、この形でいいのかということを確認しながら実行するようになさいますというふうにいつも申し上げております。この間の朝礼の中でもそんなことを申し上げたところであります。

そういったことで、村民にかかわらず役場に来る皆様方、そういった全ての皆様方に対して親切丁寧、分かりやすいというふうな態度、対応をもって接するというのを、また改めてお願いをしたところであります。

今後、佐藤議員から御指摘いただいたこと、御指導いただいたことを肝に銘じながら行政運営に努めてまいりますので、今後もよろしくお願ひしたいというふうに思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 答弁を聞けばなるほどとなりますけれども、先ほどの土地買収の件であっても、たまたまよその議会の人らと雑談ですけども、形式はないんですけども、グラウンドゴルフであったり何かやったりでそういう話を聞きますと、これ冗談、相手も冗談、私も冗談ですけども、大蔵村は金持ちだなと。何でと聞いたら、公共的な建物は1反歩200万で売り買いしてるらしいなど、冗談だけでもこれは。そういうことを聞くと、なるほどうわさというのはそこまで行くのかなと。あまりいい気持ちはしなかったけれども、大蔵村は金持ちだからなとごまかしたけれども、そしたら冗談で言っているのは分かっているんですけども、認識的にはみんなそう思っている可能性もあるわけ。だから、これからする事業に対して、やはりみんな村民が分かる、本当に分かるような価格でやってもらいたいと。それを言うために私恥かいて自分の経験を言ったわけです。それは結構私たちも注目して見ているので、村長も心がけてください。お願いします。まだ時間大丈夫ですか。

では、最後の質問ということになりますけれども、この事業をやるにはやはり何か骨子、骨組み、今村長言うとおりの役場の中堅職員が骨子を作ってやっていると。これはやはり必ず必要なことであります。それをたたき台、これはたたき台ですから、それはたたき台ですから、それは決定ではないんですから。でも皆さんはそれ決定だと思っている、それに従おうとする。それでは駄目です。それがアンケートを取ってくださいという請願だと私は思っています。

それで、その計画を立ててやる、それでは大体大筋できた。じゃあそれをどうしましょうか、どの程度の意見を聞きますか。その検討の仮称、まだ決まってないですから仮称ですから、まだ先のことですから。それまでの検討委員会みたいなのを立ち上げなければならないと思うんですけども、その検討委員会の中身というか人選というか組織というか。そういうものもまだ、はっきりしろと言われても無理だと思いますけれども、大体村長としてはどのような考えで、仮称ですけども検討委員会みたいなものを立ち上げたいと思うか、最後の質問ですからよろしくお願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今佐藤議員がおっしゃったように、まだ確定をしていないというふうなことで、この場で申し上げることも本当の私見でございますけれども、まずは今までのいろいろなこういった大きな事業をするときに、そういうふうな形で委嘱してございます。いろいろな役をですね。それに倣ってですね、できるだけ幅広くそういうふうにして募っていききたいなと思っております。

それから、先ほどのアンケートの件がございました。やはりたたき台を作るための、まずこういった委員会を設けて、これは本当の内部委員会だったわけです、今までは、職員の。課長会のということで。今度は、改めて村民を交えた大きな検討委員会、建設委員会になろうかと思っておりますけれども、そういう形でございますので、できるだけ幅広い形で人選をできればなというふうに思っています。その参考としては先ほど申し上げました、繰り返しになりますけれども、今までいろいろな大きな事業をやるときにそういった委員会を組織してございますので、その例を倣いながらやってまいりたいというふうに思っております。

それから、アンケートについてですけれども、その委員会の中である程度候補地、5つの中から選んでもらうというふうなこと、あるいは別の意見があるのかなというふうなこと、そんなこともありますので、その時点でアンケートが必要かどうかということも含めて検討してまいりたいというふうに思います。今の時点では、やみくもにアンケートを出すつもりは私としてはございません。そういうことですので御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） これは質問ではないですから答弁要りません。最後ですから。何といってもこれはすごい大きい事業ですから、その移転。村のあれに関わる大きな事業なんですから、さっきも言ったとおり私が経験したようなことのないように、悔いを残さないように、村民、議会もそうです、村民もそうです、執行部もそうです。やはりみんな意思疎通してみんなで立派なものを作って、建設を前向きに進めなければいけないと思いますので、私もそのつもりでおりますので、村長も必要以上頑張らなくてもいいですから、和やかに美しくつくっていただきたいと思います。質問を終わります。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

8番早坂民奈君。

〔8番 早坂民奈君 登壇〕

○8番（早坂民奈君） 私は村として婚活をどう考えるかを村長に伺います。

少子高齢化に伴い、村人口は3,000人を切る勢いで少なくなっております。村では、子育て住宅、子育て支援も他の町村に劣らず行っておりますが、人口減少に歯止めがかかりません。要因を考えると、根本的な婚姻数が少ないのではないのでしょうか。該当する人が少ない、いえいえ、周りを見ても多くの方がいらっしゃいます。

では、なぜ結婚しないのか。個人の自由と言われればそうですが、将来的に村を維持していく人たちがいなくなるのではと危惧されます。

村では、昨年まで縁結び奨励費、2年前、結婚相談事業委託料として予算計上されておりましたが、今年はありません。婚活を今後どのように村として考えていくのか伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「村として婚活をどう考えるか」という早坂議員の質問にお答えします。

村では、これまで少子化の一因である晩婚化、未婚化を踏まえ、結婚相談窓口「大蔵村結婚サポートセンター」の設置を行うとともに、仲人隊による出会いの場の提供や結婚を希望する方へのサポート、さらには婚活イベント情報の提供や結婚に対する機運の創出など、村の活性化、定住人口の増加を目的とした活動を行っていただきました。

仲人隊としての活動の自由度を高めるために、結婚サポートセンターの運営を商工会に委託して、様々な支援事業を展開してまいりましたが、単一の町村で行うイベントでは年を追うごとに参加者が減少し、運営が大変な状況だったようです。また、成果ともいえる成婚数も実績がゼロだったこともあり、商工会に委託して行っていた結婚相談事業については、令和2年3月末をもって終了とさせていただきます。それを受け、現在村では、最上広域婚活実行委員会及びやまがたハッピーサポートセンターと連携した、広域的な活動を中心に取り組んでいます。

最上広域婚活実行委員会は、最上8市町村と最上総合支庁とが連携し、毎年イベントの開催を中心とした活動を行っております。今年度は「最上をめぐる 私たちの旅」と題し、地域の魅力を一緒に発見し、ツアーを企画・実施するというもので、参加しやすいよう、婚活ではあ

りますが婚活を意識しない楽しい企画にして、参加へのハードルを下げられるよう工夫を行っています。

また、やまがたハッピーサポートセンターは、山形県と県内全市町村、関係団体が共同して結婚支援を行っているもので、県内各地での結婚相談会や登録制のマッチングシステム等の運営をしています。公的機関が提供する安全・安心な結婚支援サービスであることから、県内の多くの方が登録をしています。その登録者の中から条件に合った方を見つけることができますので、単独の市町村で行うよりも非常に効果的だと言えます。

結婚は個人の自由であり強制されるものではなく、特定の価値観を押しついたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことです。さらには、近年ではライフスタイルや価値観も多様化しており、そういった多様性を尊重することが現代社会では重要視されていますので、村でできることも限られており、サポートする上でも難しくなっています。

しかし、後継者の確保とともに少子化の進行に歯止めをかけることは、村の重要課題でございます。村として結婚を望む方それぞれの考え方に配慮しながら、今後もできることは確実に実施してまいりますので、議員皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 村長の御答弁いただきましたけれども、仲人隊と結婚相談所の大蔵村サポートセンター、本当に残念ながら実績ゼロだったということでそれは残念なんです、私、この婚活を今回の質問にしようとしたとき、ちょっと気になったものですから調べました。婚姻数です。大蔵村に住民票を置いている人たちの婚姻数。調べていただきましたら、平成29年に21組、ああ、このくらいならまだいいかなと思ったんですが、平成30年8組、31年度と令和1年7組、そして令和2年、驚きました、3組です。これじゃあ人口増えるわけはありません。

それで、今度はホームページ、8市町村、調べてみました。そして、この婚活支援というのを調べるのに相当苦労しました。なぜかという項目がないんですよ。結婚離婚というところに、その中でですね、真室川町さんは、結婚離婚というところで、その中で結婚新生活支援事業ということで30万円補助しております。舟形町さんは結婚祝い金が5万、婚活支援も行っていました。それなので、この2つは意外とこの婚活について調べるときすぐ探せたんですが、鮭川村さんはただ結婚支援員ということだけしか載っていません、ほかの新庄を除きまして大蔵、戸沢、最上、金山は掲載がありませんでした。さあ、どこかに載っているんじゃないかと思っいろいろ調べました。相談とかどうのこうのっていろいろな項目でしたんですけども、残念ながらそういうふうなところに時間を割いているよりは、ぱっと見て、ああ、ここに

婚活支援があるんだなというのが分かるようになればいいのではないかなというのがまず一つです。

その中で、考えていたときに、ちょうど山形新聞に6月17日に、新聞にこういうふうにお見合いが主流ということで長井市の支援の文が載っていました。ああ、これはもしかしたら大蔵村でもできることじゃないのかなと思いました。長井市の婚活サポートというのは、長井市で婚活支援サポート委員会というのがあって、本年度は婚活サポーターが15名。そして結婚支援金補助金が29歳以下で60万、39歳以下で30万、この内容は引っ越し費用と家賃だそうです。そして、イベントは今開催はできておりませんが、お見合いで、それで2010年から令和3年、今年まで15組が成婚というか結婚なさったそうです。

そういうものを踏まえて、今イベントというのはなかなか行うことはできませんけれども、昔は世話焼きばあさんという方がいて、あっちにいい子がいたからこっちどうだろうというふうな形で動いておりますけれども、仲人隊がきっとそういう役割をなさっていたんだと思うんですが、今回予算計上もなっておりませんが、公の機関を利用してそういうふうなサポートをしたいとは申しておりますけれども、果たしてそれが村の実態に合うのかどうか、その辺をお聞きしたいです。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、早坂議員から山形県内で行われている婚活事業について、特に最上地域を中心として、あるいは長井市のいい例を御紹介いただきました。

この婚活、成婚ということは先ほども申し上げておりますとおり、なかなか時代が変わってきた中で、お見合いとかそういうふうなことがなかなかされないような世の中になってきている。加えてこのコロナ禍ということでですね、出産もそうですけれども、それに比例して減少している状況であります。

そういったことで、これは大蔵村に限ったことではございません。例えば、長井市の出生数あるいは結婚数は、大蔵村の令和2年の3組から考えれば、人工的比率から考えると大体妥当な形かなというふうにとらえてございます。

そういうようなことをいった場合に、やはりどこそこがということではなくて、早坂議員のおっしゃる大蔵村ならではの婚活、そういったものを考えていくべきではないかというふうな御提案であれば、それは真摯に受け止めて、もちろん考えていかなければならないというふうに思っております。

この昨年度で終了した事業ですけれども、それも大蔵村の独自色を出してやった事業でござ

いました。ところが、やはりこの大蔵村の中だけではなかなか成婚しなかったというふうな、いいところまではいくんですけども、なかなか結果としてそれが数字に現れてこないというのが現状でございました。5名の委員の皆様方、大変難儀をされてそれぞれ自分の時間、プライベートな時間を犠牲にしてまでも頑張っていたというふうなことは承知しておったところでありまして。ただ、県とか最上広域というふうな形の中で、ある程度そういうふうなことも事業も具体化してきたものですから、やはりそちらにきっちり参加をしなければ、大蔵村独自だけではできないこともあるということで、そういうふうな事情について力を入れさせていただいたところでありまして。

それから、今議員おっしゃるとおり、大蔵村単体で取り組むというふうなこと、これはあくまでも行政だけが強く絡んではなかなか難しいものでありまして、ある業者さんにですね、的を絞りながら、非常に信頼できる業者さん、そういったものでありますので、今その詰めを行っているところでありまして。

また、村民の中で自発的にこの大蔵村の若い世代、あるいはそれ相当の年配の方々にも合ったような形で成功させたいというふうな思いの方々何人か出てきているようでありまして。それについてお話を伺いしながら村として協力できること、あるいは進めていけることを頑張っていきたいというふうな模索をしているところでありまして。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） どこを調べても、やはり単独でとか県とかがっていうのはなかなか難しく、業者、いろいろなお金を払って入会してという形にはなるんですけども、私の知っている方でちょっとお年を召した方の御家族の方からは、やはりそういうところに登録していてもなかなか今度は本人がその場所に行きたがらないと。そういうイベントなりお見合いをさせようとしても、なかなかもういいわという形になっているんだけど、親としてはこのままでは駄目でないかというすごい不安が一緒にあって、家族の中でも少し温度差があると言ってはおかしいんですけども、もうあきらめムードになっているのかなとは思いますが、親としてはこの子を残してこのまま死ぬわけにはいかないというふうな、ちょっとそういう切実な話をお聞きしたりするものですから……若い方ですと友達間の紹介でということになっているんですが、ある程度お年を召してしまうとその諦め感がまず第一になってくると、それから、もう新たに、別に俺このままでいいわ、私もこのままでいいわという方がたくさんいらっしゃるんです。でも村内を見たときに、何でこの人たちが結婚しないんだろう、結婚しない理由って、ちょっと分からないというか30代後半から40代全般の方ですけども、家族がよくしているも

んだから何の不自由もないんですよね。お友達はたくさんいて、しゃべる分にはいいけれども、結婚して気を遣ってまではしなくていいわと。

でも、そのままでは本当に3,000と60人しか今いない人口、来年になったら3,000人を切ってしまう。そしたらこの村はどうやって維持していくか。私たちの問題だけじゃなくて将来子供たちの代にもそういうのが負担が大きくなっていくというのが、この今の現実だと思うんです。

ですので、私は昔ながらの、協力者が今出てきているとおっしゃっていましたので、そういう方たちに結婚が成立した時点で何か祝い金みたいな、ちょっとこれはまた違うかなとは思いますが、皆さんボランティアで今動いていらっしゃるんですよね。でも気持ち、差し上げられるような、そんな案はありませんでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、早坂議員からより具体的なお話をいただきました。先ほどのいろいろな婚活活動においても各市町村でも金銭的支援をしているというふうなことでございますので、やはりそれは致し方ないことかなと思っています。そういったことで、私も先ほど申し上げました民間的なものでそういうふうなことをやるのであれば、公共的使い方というんでしょうか、そういったことの範囲は狭まるかと思えますけれども、補助金あるいは交付金という形で交付するのかどうかというのは分かりませんが、そういうふうな形で何とかできればなという意味では思いもでございます。これについてもやはり内部で検討しながら、そして実際にそういうふうな思いをしてくださった方々からどういった支援が必要かというふうなことも聴き取り調査をしながら、組織がもしできるのであれば、また新たに私は作っていったらというふうに思っております。

それと、先ほど申し上げました広域あるいは県との流れの中で、いろいろなことができると思うので、そのマッチングも考えていきたいと思っています。

ただ、何回も言いますがけれども、このことは特にお年を召している方々については、非常に結婚に対して臆病になっているというふうなこともあります。ましてや、大蔵村は以前、外国からというふうなことでそういった婚活活動をした経緯もございますけれども、なかなかそれについても限界というんでしょうか、いろいろなことがあって今のところは進めるというふうなことにはなっていないし、なかなか大変なものがあるかと思えます。

ですけれども、早坂議員おっしゃるとおりこのことを下げてですね、大蔵村の存続というふうなことはできないわけであって、やはり人口というのは全ての村政運営に関わることでございますので、基本でございますので、基準でございますので、やはり行政としてできることは

努力をしていかなければならないというふうに思っています。そういったことで、議員の先生方からもいろいろないい案があれば、村に対して情報あるいは御指導をいただければというふうに思っているところであります。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） どうして、お嫁さんというか、ちょっと男性のほうをお尻にしてしまうんですけれども、生活の基盤というのがすごく心配だと思うんですよね。けども、農家、今3Kとか何とかとは言われていますけれども、大蔵村の場合、トマトだったりいろいろな二次産業と言ったらおかしいんですけれども、米以外のもので収入はすごくあると思うんです。それを村として、婚活の中で村として、うちの村ではこういうふうに皆さん頑張って年収も高いですよ。いろいろな意味でよいアピールというのかな、それをもう少し前面に出すようにして婚活というのにはできないのかなと思いました。

それともう一つ、婚活とはまた別なんですけれども、子供を持っている親たちに話を聞きますと、大蔵村は魅力がないと。何で。まず買い物に行く場所がない。まあ買い物に行くのは新庄まで行けばいいでしょうと、うん、まあそれはそれでいいんだけど、一番思うのが遊び場がないと言うんですよ。遊び場がないということは、そこに行ってもお友達ができない。そうすると、こういうふうな村に住んでいて結婚しました、子供ができました、けどもそういう人たちと知り合う場所ってどこか。何かそういう話を聞くと、やはりそういう整備も必要ではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 早坂議員から金銭的なこととして、大蔵村の農家が総じて米以外の収入があって、非常に生活がある程度豊かなんだよというふうなそういったことのPRというか、そういうことも必要ではないかという指摘。それから反対に、魅力がないというようなことで、具体的にはやはり遊び場が少ないということの御意見をいただきました。

県の資料では、大蔵村が公園という形で整備しているのは一番多いはずであります、この三村の中でも。ただ、総じて大きく施設を導入しているというふうなことはないかもしれませんが、集落単位でそれぞれいろいろな形でそういうふうな公園的なものを整備しているところは、村としてはしっかりやっているというふうに思っています。

それからもう一つは、私もこれからやっていかなくちゃならない、今までもやってきましたけれども、住む場所ですね。住む場所のやはり提供というんでしょうか、整備といいましょうか、そのことをしっかりやっていかなければならない。かつて、大蔵村は子育て支援住宅とい

うのを県にさきがけてやったところでもございました。それについては非常に功を奏して、当時、非常に合計特殊出生率も上がって若者もある程度増えたということで、人口についても横ばいの状況になったというふうなこともございます。その後、子育て支援住宅を3棟にしまして、さらにそこから出た方々については、御存じのとおり定住団地というふうなことで住宅団地の提供もしてございます。このことをやはり充実をしていくべきだというふうに考えているところです。

そういったことで、大蔵村に住んでいただく、いいところだけ利用してその期間が終わればさようならではなくて、永住をしていただくというふうなことの中で、村の施策としてそういったことをしっかり進めていく、そういったことが必要なのかなというふうに思っております。今議員から言われたとおり、その遊び場の確保とそういった定住するための住宅団地の造成、こういったことを今後は頑張っていきたいと思っております。

加えて、お年寄りの皆様方が集団生活をできるようなことを、そういったことができればというふうに思っております。ただ、それについては1か所でそういった施設をしていいのか、各学区といいましょうか、集落で空き家を活用してそういうふうなことをやるのかというふうなこともしっかりと検証、検討しながら詰めていきたいなというふうに、今、自分の頭の中ではあるところであります。ぜひいろいろな参考御意見をいただければというふうに思っております。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 前向きな答弁ありがとうございました。ただ、その中で、集落単位とおっしゃいましたけれども、集落単位だとまず子供の遊び場の件についてですが、お年寄りの方はそこでいいんですけれども、同じような子供たちと接する機会、出生率が二桁というか10名までいかない年もあります。ということは、この広い大蔵村であちらこちらにいろいろな同年代に近い子供たちが散らばっているということですよ。そうなったとき、やはり遊び場というのは1か所に作っていただいて、村だけではなくて他町村からも来て、ああ、大蔵村ってこんなすてきな遊び場があってみんなとっても楽しそうだね、ああ、じゃあここにちょっと住んでもいいかな、子育て支援もしっかりしているし住宅団地もできるっていうし、あ、こうしようかなという方がいらっしゃるのではないかなと思いますので、今後検討するときにその辺も踏まえて検討していただきたいなと思います。

それと、またちょっと婚活のほうに戻りますけれども、やはり仲人というのが一番大蔵村には適しているというか、そういうのがあるのかなと。今コロナの時代でイベントはもうほとんど

ど行われていません。それで、リモートでするにしてもお年を召した方は、やはりリモートはちょっと無理だなと思ってしまうんですね。それだったらばなおのこと、仲人隊という形でちょっともう、しておりませんが、ぜひともその辺をもう一度考えていただいて復活させていただけたらなと思うんです。

それともう一つ、大蔵村だけで結婚をしていただくというのはもう無理だと思います。それこそ都会で田舎暮らしが好きで、雪は大変だけれども大蔵村ってこんなにいいところよというふうな形で、もっとちょっと、県外でもいいですからそちらのほうにも発信していただくような、そんなホームページを作っていただきたいなと思います。

あと、朝日町の婚活というので、ぜひとも一度開いてみてください。とても素晴らしいというか、あそこはもうイベントをやっているんですね。これからも18に何かやるというふうなことで予定もしております。それから結婚の支援、結婚相談会、イベント、新生活支援事業、そういうのが本当に充実しているんです。それでも多分婚活というのは成功しないのかもしれませんが、今大蔵村のホームページを開いたとき、あと最上郡内全てを開いたときに、ちょっと最上は何て言うんだらう、奥手と言っちゃおかしいんですけども、もっと積極的にしていかないと、ますます大蔵村だけじゃなくて最上郡全体が小さくなっていくような感じがしましたので、ぜひともホームページの充実を考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今早坂議員からは何点か言われましたので、私が書き込んだところで答えますので、もし落ちがあったらまたお願いしたいと思います。

まず、遊び場の整備ということですが、私は各集落にそれぞれあってですね、それをある程度充実したというふうな見方。中央にというふうなことになりますとなかなか難しいのかなと、現実問題としては。ただ、今あるものをしっかりと、ある程度多くの方が集まって。ただし村外から来て、まではなかなか難しいのかなと思っています、そういう整備については。ということは、やはり最上郡の中にそういったものが数多くあっても、なかなかそれは無駄と言っては大変失礼な言い方になりますけれども、そうなってしまうのかなと。特別に何か非常に皆さんが関心を持って集まれるようなことがあればまた別ですが、今の段階としてはなかなかそれは難しいものだというふうに思っています。

ただ、私は今ある、例えば子育て支援住宅のところに空き地はありますので、あそこで子供たちが非常に集まってきて遊んでいるよというようなこと。あるいは大蔵小学校でも小グラウ

ンド、あそこは村の中央のそういった公園的要素があってですね、いろいろな子供たちが来て、村内の子供たちが来て遊び、あるいはいろいろな競技をされているというようなこと、非常にいいなと思っています。そういうことをさらにできるような形で整備できればというふうに思っています。遊び場については以上であります。

それから、仲人隊のことです。今までやった仲人隊、私はそういうふうな思いで大蔵村独自で仲人隊という名前をつけながら、ああいうふうな形で委嘱しました。村が直接ですといろいろ制限されるものですから、商工会に委託というような形で年間100万円ずつ使って500万円使ったわけです。でもその金額は大して私は多いと思いません。ただ、結果的に残念ながら1つも成婚できなかったということは、私以上にその委員の皆様方が口惜しく思っていることだと思っています。

その経過を踏まえてですね、さらにという今早坂議員の質問、提案でございますので、それについては考えなくてはいけないと思うんですけども、先ほど申し上げましたとおり、今大蔵村の中で大蔵村に合った形の中の年配者あるいはそういった若い、そういった世代の中で縁結びができるような形、そういったものが自発的に出てきている。これは非常に心強いことだと思っています。これを見守って、そして育てていきたい、応援をしていきたいという思いでございます。ですから、これに一つ書いてほしいなど。今までの仲人隊ということではなくて、そちらのほうを育成できればなというふうに思っています。

それから、ホームページのことですけれども、ホームページはそれぞれの市町村の特徴を捉えてきっちりやっつけたいと思います。大蔵村でも皆様方からいろいろな御指導をいただきながら充実を図ってきたわけですが、まだまだの感があると思います。その辺についても、少し予算を多くかけても充実した、ある程度の方々が見られても、そんな早坂議員がおっしゃるとおり魅力がないようなことにならないように頑張っていきたいというふうに思っています。御指導よろしくお願いたします。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 積極的に協力していただける、そういう仲人隊という名前ではないけれども、そうつないでくださる方たちがいるのならば、本当にそれを育成していくということは私はありがたいと思っていますので、ぜひとも成功に結びつくように頑張っていっていただきたいなと思います。

それから、ホームページの件ですが、ぱっと見てやはり婚活に力を入れている村かそうでないかというのが分かるような、何かそういうのだけでも入れていただければ、開いたときにい

いのではないかなと思います。いろいろな空き家とか何とかも出てきていますけれども、項目が本当にないんですね、婚活というふうな。そうすると、ああ、婚活がある、ちょっと開こうとなったときに、ああ、村ではこういうふうなことをしているんだというのが分かりますので、その項目だけでもまず入れていただければ、村では考えているんだな、ということです。

それともう一つ、御本人というか当事者だけでなく、親御さんの意見もいろいろなところで聞くというふうな、そういう何というか、これは総務課が担当しているのでしょうか。それでしたらば、親御さんの結婚相談というふうな形の何か、年に一遍でも二遍でもいいですから、そういうものを設けて意見を聞くというのも一つの婚活のサポートになるのではないかなと思います。いろいろな意味でお金をかけるからできることじゃなくて、お金をかけなくても村民の意見を聞く、そこからいろいろなものに発展する、そういうふうな形で皆さんの、私たちも含めてなんですけれども、職員も議員も皆全員で村民も含めてそういうふうな形で話ができる、そういうふうな相談会じゃないんですけれども、そういうものも一度頭の隅に入れていただきたいなと思います。

これは質問でないので、お願いという形でもないんですけれども、やはり大蔵村、住んでみてこんなにいいところないと思います。雪だけです、ちょっと大変なの。でもその雪だって、逆転の発想で地面出しとかやってますように何ぼでもこの村、除雪もすごくきれいにしております。ほかの町村に行ったときにも大蔵村すごいなと私本当に思うんです。そんないい村ですので、ぜひとも人口減少にならないで、せめて維持していくくらいの人口でいてほしいなというのを願って、質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

〔3番 佐藤雅之君 登壇〕

○3番（佐藤雅之君） 時間的に中途半端になりそうですが、よろしく願います。

私からは、村として抗原検査キットの備蓄と事業所、学校等への配付の考えはということで村長、本来教育長も用意しておけばよかったんですが、村長宛てということで質問したいと思います。

村では迅速なワクチン接種が完了し、新型コロナウイルスに対する村民の不安解消につながっています。これは各市町村の中でも非常に速い状況で大変素晴らしいことだと思います。

他方で、いわゆるデルタ株の影響による全国的な感染の急拡大が進み、2回のワクチン接種にもかかわらず感染してしまう、いわゆるブレークスルー感染も全国で報告されております。また、不安を完全に払拭するまでには至っていません。さらに、ワクチンの接種が認められて

いない児童や乳幼児の感染事例も県内外で多数報告されています。学校も2学期が始まっておりますけれども、そういう形になっています。

大蔵村は肘折温泉などの観光地を抱え、首都圏からの来客者も含め、県境や地域をまたぐ移動を自粛してもらうことは現実的には困難な状況があります。また、単なる自粛では経済活動に深刻な影響を与えることとなり、感染防止と経済の両立が本村でも重要な課題となっています。あわせて、近年の豪雨災害などの自然災害も頻発しており、コロナ禍での避難や避難所生活の長期化も懸念されているところであります。

こうした中で、画期的な対策を打ち出せない中でも、早期にコロナ感染者を発見して隔離をする手だてを準備することが必要ではないでしょうか。コロナ感染者の発見には複数の方法があり、それぞれにメリット、デメリットも存在します。これらの点を踏まえた上で、最大限村民、滞在者の健康の確保と経済活動の両立を図るためにも抗原検査キットを村として備蓄し、事業者や小中学校、保育園等は無償で配布したり、避難所に保管したりすることは有益ではないかと思います。村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「村として抗原検査キットの備蓄と事業所、学校等への配布の考えは」という佐藤雅之議員の質問にお答えします。

本村の新型コロナウイルス感染症対策におけるワクチン接種は、村民皆様方から御協力をいただき、早期に集団接種を完了することができました。このことは、議員御意見のように不安解消の一助になっているものと考えます。

しかしながら、最近の感染状況を分析しますと発生当初のウイルスより、より感染力の強い変異型ウイルスへの感染やワクチン接種後のブレークスルー感染、また、ワクチン未接種者である妊婦や子供への感染など、全国的に広がっている状況であります。

県内においても8月中旬から多数のクラスターが確認されるなど感染が拡大しており、9月12日まで感染拡大防止特別集中期間として、県民挙げて感染防止対策に当たっております。

本村においては、昨年5月5日以降感染者は確認されておりませんが、気を緩めることなく感染予防に力を入れていかなければならないと考えております。

さて、議員からは、村として抗原検査キットの備蓄、また事業所や小中学校、保育所等への無料配布、さらに避難所での保管について御提案をいただきました。抗原検査については、抗原定量検査と抗原定性検査の二種類がございます。議員御提案の趣旨からして、私からは抗原

定性検査のことについて述べさせていただきます。

令和3年6月時点での厚生労働省のガイドラインによりますと、この検査は、発症初日から9日以内の検査が有効であり、原則的には医療従事者の管理下で行うこととされております。ただし、医療従事者が常駐していない施設等においては、クラスターの大規模化や医療の逼迫を防ぐ観点から、例外的に抗原定性検査を実施することが可能なものであります。その方法についても、検体採取に関する注意点等を十分に理解した職員の管理の下で、適切な感染防護を行いながら発症者自ら自己採取することとされております。また、出勤後や登校後などに風邪の症状やその他新型コロナウイルス感染症の初期症状が認められた者に対しては、検査をする場合でも本人の同意や、児童生徒の場合は保護者の同意を得た上で検査を行うものとされております。

先日、県からの通知で、小中学校、保育所については、国や県の事業として検査キットが配布されることになりましたが、医療従事者がいないため、発症した生徒、小学校4年生以上の児童が自ら検体採取することになりますが、児童、生徒が自ら行うことは困難ではないかと認識しております。なお、小学校1年生から3年生については、現段階ではこの検査を行うことは認められておりません。

先ほども申し上げましたように、抗原定性検査については症状が出てからでないとは有効性が保てないこと。また、正確な検体の採取が行われない場合、偽陽性や偽陰性といった真偽性などの課題もございます。こうしたことから、事業所、小中学校、保育所に配布を考えることよりも、症状が出て疑わしいことがあれば、まずは出勤や登校はしない。出勤後に疑わしい症状が出た場合は退勤や下校をさせる。そして、速やかに大蔵村診療所やかかりつけ医療機関、もしくは相談センターに相談することが肝要であり、まずはそうしたことに村として啓蒙すべきであると考えているところです。

また、災害時など、すぐに医療機関等での受診が困難な状況を想定した場合、避難所での保管、使用することは有効ではないかと考えます。今後、検査キットの保管上の制限や有効期間等を考慮し、検査の方法や保管場所なども含めて検討してまいります。

新型コロナウイルス感染症については、今も刻々と状況が変化しております。今後、国によるコロナ感染症への対応ガイドラインの変更やワクチンの追加接種などもあり得ると思います。これからも村民の方々の安心・安全を確保するため、村でできる感染症予防対策を鋭意行ってまいりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 一般質問を出した後に国のほうでも、文科省のほうで通知を出して、小中学校にも抗原検査キットを配布するということになりました。私もいろいろ調べた結果、もうすぐ、簡単に考えていたんですが、実際問題そこで陽性者が出た場合、現実問題子供たちに自分で採取するというのは難しいということも分かりました。

そうした中で、現実はどうやって子供たち、ワクチンを打っていない子供たちの不安、これを払拭していかなくてはいけないと思うんですが、これは教育長には質問通告してなかったんですが、仮に文科省のような通知に従って学校現場でこういったものを実施しようとした場合、何か懸念といたしますか、学校現場の抱える課題との関係で何かあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 有馬教育長。

○教育長（有馬眞裕君） すみません。マスク、外させていただきます。

今の御質問、懸念されることは検査キットを使って、今言ったように、子供で4年生以上ではちょっと困難かなど。そしてまた、一番心配な懸念されることは学校現場ですること。教職員がつばの採取などは当然研修も必要ですし、また、業務の一環となると先生方の御意見、これも把握しなければならないと思います。

もう一つ、実際問題、学校で、もし疑陽性、陽性、いずれにしてもその結果反応が出たとき、さてどのようにまずは対応するか。まずは保護者への連絡、それまでその児童生徒をどのようにに保護するか、そういった細かい点を挙げれば、正直なところすぐ実用的に活用するには様々クリアしなければと。ただ、こういった考え方は当然必要かと考えます。

あと、これとは違って、おかげさまで村診療所、2学期始まって早々、診療所全体で、子供たちに、ドクターが学校に、看護師等来ていただいて、まずは予防の原点、面白くおかしく、まずドクターから言わせると口に手をつけない、それが大事ということで、面白くというのか、こう何というか踊りを入れながら手洗いとか、小中学校、生徒の皆さん、子供たち、本物のドクターが実際に来ていただいた緊張感が、お互いの、これは、あえて言うならこの大蔵村だからこそできる。また、診療所もこういったキット、予防、常に綿密な、学校、保育所の連携を取っていただいている。

それから、これもあえて言うなら、2学期早々、村の御理解で新たにスクールバス、各1台ごと、各教室全てに配置していただいて、そんな御理解をいただいております。

結論を申せば、このキットについては今後いろいろクリアしながら、状況を見ながら適切な対応をしていかないと、なかなか保護者との兼ね合いもあるので注意を払いながら進めていき

たいと思います。以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 仮に陽性者が出た場合なんかは、子供たちの心のケアも含めて周りの子供や風評被害などそういった問題もあって、かなりいろいろな問題ははらんでいると思います。あと、症状がある方が対象ということなので症状のある方はすぐ病院に行く、医療機関に行くというのが原則だと思うんですが、仮に、国のほうでは、ただ小中学校にも配備するという方向で通知が出されているので、何かのタイミングで学校に配備するとなった場合に、学校の先生たちも様々な負担もあると思うんですね。これを家庭にじゃあやったらどうかと言えば、家庭だって素人のお父さんお母さんがそれをどう使えるかというのはあるんですが、仮に学校でできなければ、学校に配備されたものを家庭に持って帰ってもらって、そこで検査を臨機応変にしてもらおうという、そういう選択肢というのはあるものでしょうか。これは村長、教育長ですか。

○議長（鈴木君徳君） 有馬教育長。

○教育長（有馬眞裕君） 学校でそれを子供たちに、それは現実的に、学校というよりは村民を対象とした配布を施策として行うという場合を考えると、この管内において、今のところ実際学校から、症状、です、これを持って自宅というよりは、症状があればまずは自宅に帰って、医療に、専門に行ってくださいとまず周知したいと思っております。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） そうすると今の段階では学校に配置するという考えは村長含めてないけれども、今後流動的なので、今後はまだ分からない部分は多いということですね。

事業者のほうは、ここでは学校と同じような薬で、まず症状があれば医療機関に行ってほしいということなんですが、事業者の従業員というケースもあれば、私が直接懸念しているのはお客さん、特に旅館関係のお客さんなんですね。旅館さん自体も、ただ自分のところで陽性者が出た場合、対応をどうするかだとか、風評被害だとか様々事後処理の問題もあって、なかなかそういうのが明るみに出してしまうのは怖いという意見もあります。あわせて、旅館の関係者でも小さな子供さんはワクチンを打っていないので、お客さんの中で、首都圏とかそれなりにお客さん、車のナンバーを見ていると来ていますので、知事が県境をまたぐなど言っても、来てもらうことはありがたいんですが同時にそういったリスクもあって、特にワクチンを打っていない子供さんたち、学校でもそうですけれども、家が事業所になっているような、旅館、商店などの子供たちの不安もあって、事業者さんの中でもお客さんには来てもらいたいけれども子供たちが感染したら心配だという、そういったこともあるんです。そういった事業所がお

客さんに抗原検査キットで検査してもらうということは、商売の関係なのでなかなかその辺のハードルもあると思うんですが、お客さん対応の抗原検査キットについてはどのように村長は考えているのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 佐藤議員については、今回の一般質問もそうですけれども、常日頃からこのコロナ禍等についてはいろいろ関心を持って御指導いただいていますこと、まずもって感謝申し上げたいと思います。

そういった中で、私どもサイドも先ほどの答弁にもありましたように、昨年5月以来、今のところ1人の感染者も出していないということに関しては、私はこの結果として、まず村民から感染予防についてしっかりと頑張ってもらっている、その結果かなというふうに思っています。その根底にあるものとしては、私どもやはり役場がそのきっかけを作るためにいろいろな発信をしていくというふうなところを再点検しています。そういったことで、コロナ感染症予防対策本部というようなことを毎週週の初めに今開いて、それに特化していろいろな課長さん方から情報をいただき、そして村としてどういった方向で村民にそれを下ろしてコロナに感染しないようにという形でやっていくかということを経験してございます。モニターで高齢者世帯にはいろいろなお知らせをしたり、それから防災無線、そういったことも効果ある活用させていただいているところです。

それから、先ほども深瀬先生の個人名出ましたけれども、大蔵にはこのコロナに関していろいろな調査資料を出したというふうなこともありまして、いろいろな形の中でコロナに関して主導的役割を果たしたというようなこともございます。そういったことで、この小さな村だからこそその診療所をしっかりと活用して、この検査キットの活用も含めて検討するというようなことをして、今担当課で鋭意そのことについては検討いただいております。

この前のコロナ対策本部会議の中で、担当課長から今議員がおっしゃるとおり、肘折の旅館、商店等について、そういうふうなことが非常に危ぶまれるというふうなことの中で、その対策について大蔵村としてはどういった対応ができるのかということをしっかり検討していかなければならない。ただ来ないでほしいとかそういうようなことではなくて、安心して来ていただける、そのための手だて、あるいは支援を考えていくべきだろうというふうな御提言をいただきました。そのことについて今、大蔵村としてどういった形でそういった支援ができるのかということ、この検査キットも含めていろいろな観点から検討していかなければならないというふうに思っているところであります。

今、大蔵村、山形県は緊急事態宣言ではありません。ただ、県境を越えてのいろいろな移動は控えてほしいというふうな要望要請でございます。そういった中で、観光事業とは相反するもの、いわゆる表裏一体なものがございます。そういった中で、私どもとしてはやはり観光も来てほしいというふうな思い。けれども、コロナは怖いということ。その中で、共存できるような形の中で対応ができないかということをしつかり検討してまいりたいと思います。そして、その結果としてしっかりとこういうふうな方向でやりますよということを近々出したいなというふうには思っております。そういったことも含めて議員の皆様方から御理解をいただき、そういうふうな場面もあろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

私どもの村としては、農業と観光が二大産業でございます。そういった中で、今の時点で県外から来るお客様に対してノーというふうなことは言えない立場にあるということで、大蔵村だからこそのできるみたいなそういった対応方法というの、あるいは予防方法というのも考えていきたいということで、この前も対策本部会議の中で話し合われたところであります。完成形として今お答えすることはできませんけれども、そういうふうな形でしっかりと取り組んでいるんだということを御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） そうですね、観光についていえば、今回の議案にも出ていますが、商品券また去年に続いて2万円相当分を配布する趣旨の予算がついていますが、やはりああいった形で村民に旅行、もちろん観光業だけじゃなくていろいろなものに使えるわけですけれども、そういったマイクロツーリズムといいますか、地域で経済を動かすというの、もちろん県境を越えて来てもらうこともそれは一定必要なけれども、地元でも経済を回すという形で、抗原検査キットとは別なアプローチで村内での観光に努めるという姿勢は、確かにそのとおりだなというふうに今回の予算を見て思っているところです。これはちょっと余談ですが。

避難所での対応なんです、ここでは小学校や中学校、保育園については抗原検査キットは今のところ送る予定はないけれども、避難所では整備するという趣旨のことが書いてあったと思うんですが、これについては具体的に去年も避難が行われたわけですが、去年もそういった点ではコロナとの関係をどうするかということで質問もしましたけれども、この抗原検査キットが仮に避難所に置かれても、置かれているだけで誰も使い方が分からないのでは現場では役に立たないわけでありまして。これは役場職員がやるのかどうかも含めて、もし仮に抗原検査キットを避難所等に配付した場合に、誰がどういうふうにそれを使って検査をして、どういうルートでこれを保健所なりに伝えるのか。そういったところはこれから詰めるんでしょうか。そ

れともある程度対策会議で決めてあるのでしょうか。その辺をお聞かせください。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今言われたことについて、担当の課長に詳細なことを答弁させたいというふうに思います。

まず最初に、健康福祉課田部井課長から答えていただくようにします。議長よろしくお願いたします。

○議長（鈴木君徳君） 田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君） ただいまありましたけれども、検査キット、こちらのほうには答弁にもありましたようにいろいろ様々な種類があります。保管するにも、まず保管温度ですが2度から30度の間で保管。有効期間のほうもそのキット内容によって全て様々に有効期間がありまして、今回保育所等に配送されるものは11月、既に来ているというふうなことでございます。そういったこともありまして、その配備される内容のキットについて様々検討の課題をして行いたいと思います。

実際避難所が出た場合となりますと、そこではまず検査の仕方に熟知した人または医療従事者というのが必要になりますので、そちらのほう、まず医療従事者でない場合は研修というのが必要になります。ただ検査キットそのもの種別がいろいろありますので、そちらのほうもうちで配備したものには熟知、検討、勉強したいというふうに、行っていきたいと思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） ほかに関係者いますか。佐藤克也危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 避難所の対応としましては、やはり災害の際ですので素早く避難所に住民を避難させるということが重要であると思います。そのときに考えることは、やはり受付の段階で検査をしていては避難に時間がかかり過ぎて間に合わないということもございますので、そこでは問診や、いわゆる今やっております券をもってその対応をしたい。それでもし熱があるという方に関しましては感染予防用の屋内テント、もしくはパーティションを準備しておりますので、それを使って健康な人と分けることによって感染予防を図りたいと思っています。

その中で、これからそういうふうな検査キットが来た場合に対応していくことになる、ある場合はなるんですけれども、それに関しても先ほど健康福祉課長が申し上げましたとおり、それを使うある程度経験がないと使えないということもございます。

あと、有効期限が私も調べましたがなかなか短いものだったりすることもありまして、避難

所にずっと置いていることがまるきり無駄ではないと思いますけれども、ちょっと有効性がいろいろ金銭的にも懸念されるのかなど。ですので、もし配備する場合であってもいろいろな使い方を村の中でそれを消費を回していく、その使い方を回していくということも必要のかなど考えております。

もし、さっきございました感染者が出た場合、保健所との連携ですけれども、それはこの防災計画の中でそういう感染者が出た場合の連絡網はできておりますので、その都度保健所のほうに報告することになると思います。私からは以上です。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は1時00分から始めます。

午後0時09分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 昼休憩を挟んだのでちょっと途中になってしまいましたが、私としては、本来であればPCR検査を頻回に受けられるような状況を誰でも簡単にということが本来理想なんですけど、なかなかそうもいかない中で抗原検査キットという一つの手段があるわけですけども、そういったものを公的機関やあとは事業所に配ったらどうかということで、あと災害時の対応ということでしたけれども、村長としては国のほうからはそういった指示が出てはいるけれども、今のところは別の形で対応するということでしたが、事業所のほうについては、私も旅館組合さんからも多少声は聞いてはいるんですが、組合としてもそういうものがニーズがあれば県の組合のほうで有料で提供してもいいという話もあるようなんですが、事業所では恐らく想定しているのは多くは従業員の安全検査だと思うんですけども、お客さんの検査というのはなかなか難しい部分もあると思うんですが、そういったところも含めて事業所からのニーズというか、抗原検査キットが欲しいというようなニーズを把握するような考えはないでしょうか。まず1つ。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今のところ佐藤議員のようなことはこちらには聞こえていないんですけども、先ほど申し上げたとおり事業所というような形で肘折の旅館または商店だけというふうなことではなく考えなくてはいけないということ。ただ、その考え方として有料無料、そう

いったものも含めて幅広く考えなければならないということ。ただ、私何回も申し上げておりますけれども、最初の答弁から申し上げたとおり、特に従業員であれば出勤前とか出勤してからも当然おかしいような状況、熱があれば、自前でそういうふうな、自前というかそういうふうな制度を使って検査することも大事ですけれども、確実な方法としては診療所を最大限生かしていただいて、診療所に来ていただくということが一番大事なことはないかなと。それが村としてしっかり啓蒙していくことが大事かと思っています。その辺のことについては、健康福祉課あるいは診療所の中で話し合っていて対応ができているというふうに私は聞いてございます。そういうことの中でこれからその使い方、保管の仕方をさらにやりやすくするために、また検討というか、そういうことも必要なのかなと思っています。

とにかく、様子がおかしいというような場合は当然この検査キットを使って、陰性と出た場合であっても必ず確認のためのそういった医療機関の診療ということが必要になるかと思えます。自己的な判断をしないで、そういった形でしっかりと検査を受けていただくようお願いをしたいと思います。これから村としても検討してまいります。

事業所につきましては、先ほど私が話したとおり、さらに詳しく越後課長がいろいろな対策を考えているところだと副村長のほうからお話しありましたので、その件についても産業振興課長越後から答弁させていただきます。議長、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 亨君） 今佐藤議員のほうからありました事業所の意向というようなことですが、事業所の意向については、この抗原検査について事業所のほうからでなくて村のほうから、担当課のほうからその検査キットの在り方についての考え方を事業所に話をしております。その中で、ほとんどの事業所はそういう検査手段があれば大変ありがたいというふうなことでございます。いずれにしても、PCR検査に関しては県内でフリーでできるのが河北病院だけでありまして、現実的にPCR検査は無理だというふうに思います。

現状、第5波がだんだん少なくなっている状況を踏まえて、これからは秋の行楽とか冬の観光に多くの観光客が見込まれます。緊急事態宣言が解放されてまん延防止地区がなくなったときに、より多くの方々が肘折温泉に来るという条件は、やはり受入れ側の安全・安心だと思うんです。

そうした中で、来る人のPCRとか抗原検査は難しいと思えますけれども、受け入れる側のほうとして定期的な抗原検査をやっていますよというふうなことは、非常にPRとして大きなことかなというふうに思います。担当課としてもそういうことができるような財源とかそうい

うのも含めて、全国的な温泉地の対応も含めて今検討してみたいというふうに思っています。
要は、この緊急事態宣言が終わった後での誘客の一つの目玉として、それも有効かというふう
に担当課では考えています。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） なかなか決定打というのがないような状況だと思うんですが、一方で、
私はあまり好きじゃないですが安心・安全という言葉の中で、安全は客観的ですけども安心
というのはある程度主観的な部分もあるので、抗原検査を従業員等がやっていることがどこま
で安心につながるかというのはありますけれども、やはり安全性も一方でアピールしながら、
実際には安全性も担保できるような用意をする。それは誰もが思っていることでなかなか難し
いから今があるんだと思うんですが、そういったことだと思います。そういった意味で秋から
冬にかけてまた、コロナが収束することを願いますけれども、そういったときの観光のことも
考えるとですね、何らかの形でいろいろ考える要素はあると思うんですが、ある程度時間のス
ピードを速くして、一定の対策を打ち出していただきたいというふうに思います。以上で質問
を終わります。ありがとうございます。何かあれば。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 佐藤議員からは本当に肘折地区のというふうなことで、いろいろと質問
していただきましたけれども、そのほかにもこのコロナについては私なりに大蔵村として独自
のといいましょうか、考え方、いわゆるハード面ではなくてソフト的なことの思いの中で発言
をしていくというのが一つ、役場を挙げてということで申し上げてございます。

大蔵村、幸いにして村民の協力あるいはいろいろな診療所なり健康福祉課の職員、とりわけ
役場職員全員から頑張っていただいてワクチン接種が本当に速く進んだというふうなこと、計
画もすばらしかったということですし、無理のない形で進められたことは一番よかったという
ふうに思います。

そういった中で、子供たち、いわゆる12歳以下の子供たち、11歳から赤ちゃん、新生児とい
うことで、そういった子供たちがやはりいつでもコロナ感染をするというふうな危険にさらさ
れている状況にございます。そういったことで、まず大蔵村としてはその子供たちをしっかり
守るというふうな形の中で、大人として、村民として責任ある行動を取るというふうなことを
村の合言葉として進めていかななくてはいけないだろうと、そういうふうなことで発信をして
おります。ぜひ、議員の先生方からもその辺を御理解を賜り、これが大蔵村、一つの例となって
運動が展開されるようにひとつお願いしたいと思っております。

そして、今第5波、これから6波になるのかどうかというのはいろいろ疑問ですが、恐らくコロナとは確実にきっかりと、完全に終息ということは恐らくないような気がします。ですから、ウィズコロナというふうなことですけれども、コロナと共生ではないですけれども、そういうふうな形で付き合っていかなければならないというふうなことだろうと思います。そういった中で先ほど申し上げましたとおり、大人の行動がそういった子供たちを守ることにつながることを村民の一人一人がしっかり自覚をする、そんなソフト的な啓蒙の仕方をまた村としてしっかり考えてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木君徳君） 4番矢口 智君。

〔4番 矢口 智君 登壇〕

○4番（矢口 智君） 今回、棚田サミットを終えてという抽象的な質問なんですけれども、よろしくお願したいと思います。

質問に入る前に少し説明させていただきたいというふうに思いましたんですけれども、というのは、何であなたが棚田に関係あるのによく皆さんから言われますので、その経過になりますけれども、私は平成15年から議会活動をさせてもらっております。ちょうどその年、中頃だったと記憶しておりますけれども、四ヶ村の棚田ほか棚田百選、そんな言葉が耳に入りまして、はっと思いついたことがあります。それまで全く知らなかったんですけれども。若い時代からの付き合いがあった劇団のほうから、たまに近隣の県の演劇公演のパンフレットが送られてきていたんですけれども、そこに棚田に関するイベントを紹介するものも入っていた。それを思い出したんです。家に帰って確認した。「君は棚田を見たか」と書かれてあって、プロダクトがふるさときゃらばんと分かっていたもんですから、劇団と棚田、何の関わりがあるのか不思議だったので東京の劇団の知人に電話を入れた。そうすると、劇団を主宰している石塚克彦、作・演出石塚となりますけれども、中心の人間。私のところにも、教育長もあつたことあると思います。二、三回来て泊まっていたいろいろ話しただけですけれども、その人が大いに関わっているという話を聞きまして、いきさつを聞きたいなと軽いノリで電話をしたところなんですけれども、折り返し電話が来まして、いつでも来なさい、会って話をするからと。こう来たので、仕方なく東京に石塚さんを訪ねることになってしまった。大変久しぶりの再会で、いろいろほかに棚田に関わる方々を交えて棚田との関わり、きっかけが様々な人との出会いがあつて今活動のこと、その人のおかげで詳しく聞くことができました。そして最後に、智ちゃんのところも立派な棚田があるんだからもっと勉強しなきゃだめだよということになって、棚田学会に仕方なく入ることになってしまった、そういうふうになるんですね。その当時、村では棚田

の連絡協議会にも入っていませんでした。あまり関心を持っていなかった状況だったんですけども、いつか村が棚田に関するサミットをやろうかというようなことになれば、何か役に立てるのではないだろうかと思って、それから年会費4,000円ですか、払う手続をしたというようなことになります。消極的な参加、これが正直なところですよ。ですけども、そういうふうないろいろな話を聞くことによっていろいろ考えさせられたという十何年間だったのかなと思います。

皆さん御存じのとおり、私は棚田の地域には全く無名の間人だと思ひます。農業者でもありません。そういう全くの関わりのない立場ですけども、棚田に関する外部の、都市部の人間との交流から始まって、その後は自分の村の棚田と向き合うという立ち位置になっています。これを最初に村長に申し上げたいと。その経過を知っていただいて質問を聞いていただきたいと思ひます。

棚田に関しての一般質問は、これが最初で最後というふうな考えております。本題に入ります。

本来であれば、予定であれば9月9日だったでしょうか。間もなく開催されたであろう棚田サミットが、新型コロナウイルスの影響をまともに受けて、1年延期したにもかかわらず開催できなかったことは残念でなりません。先日、棚田学会シンポジウム、リモートでやりましたんですけども、多くの会員から行けなくて残念だぞという声がかれました。全国の棚田に関わる人々と直接語り合う機会を失ったことも大きな失望ですけども、それ以上に四ヶ村の棚田の現状を多くの方々と共有して、将来的な展望を導き出すきっかけになり得ると思っていた絶好の機会を失ったことの失望のほうがとても大きく、残念でなりません。何か一つでもしゃべりたいなと、きっかけをつくりたいという一念でおりました。

しかし、その開催が取りやめになったからといって、ゼロでもマイナスになったわけでもないと考えています。棚田に関わる様々な研究は継続していますし、大蔵村の四ヶ村の棚田についても、きっと多方面からの研究が進められていると信じています。

棚田学会の山路先生は、おとしあたりには別の先生と一緒に新潟の柏崎で中山間地域水田の整備に伴う農地景観評価の変化ということで、実際に古い棚田を再整備をして、地元住民やいろいろな関係者から景観はどう変わったのかという先行の研究をしております。ですから、再整備ということについても研究が進んでいるということになると思ひます。

私は棚田の再整備を柱にして、将来の姿を地元の皆さんと共に導き出していきたいと長い間思い続けてきたつもりですけども、村長にもそうしたイメージを伝えておりますけれども、

村長もほかの地区の百選の棚田、そこは小さい棚田が多いですけれども、そこと根本的に違う規模、生産性を持つ四ヶ村の棚田を未来につなげていきたいと常々言うております。棚田サミットの本開催が叶わなかったことにかかわらず、取組の一区切りとして思いや将来構想を示すべきと思います。ビデオメッセージが、9日配信ですか、というふうなことを聞いていますけれども、その先行としての取組になるのか、答弁を願いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） ただいま矢口議員からは、議員がどういった形で棚田と関わり合いを持ってきたのかというふうな経緯をお聞かせいただきました。そのことで、今回の質問の要旨がさらに分かりやすくといえますでしょうか、思いが私には伝わったというふうに私自身感じております。ありがとうございます。

それでは、答弁させていただきます。

「棚田サミットを終えて」という矢口議員の質問にお答えいたします。

令和2年度開催予定の第26回全国棚田（千枚田）サミットについては、コロナ禍のため令和3年度に延期し、まさに明日から開催される予定でありましたが、今年度に入っても状況が改善する気配がなく、残念ながら中止とさせていただきました。

開催の是非については、隣県だけでなく全国の状況を考慮する必要があり、全国棚田連絡協議会会長の山口県長門市長、副会長で次期開催地の滋賀県高島市長、協議会顧問の先生方、全国の関係者の皆様方から御意見をいただき、参加者の安全を確保しながらの開催は難しいと判断し、開催地として中止の決断をしたところでございます。

今後の取組としては、明日からサミット関係者からのメッセージ動画の配信をインターネット上で行います。また、依頼していた講師、分科会のコーディネーターの先生方へ書類によるレポートの提出をお願いしており、それらを取りまとめた報告書を作成し、関係者の皆様に配布することで第26回サミットの足跡を残す形を取りたいと思っており、そういうふうな準備、進め方をしてございます。サミットの中止は非常に残念なことでありましたが、このサミット開催をきっかけに四ヶ村地域では新たな取組が進みつつあります。

まず、第一に、令和元年度に施行されました、棚田地域振興法による指定棚田地域に指定されたことでもあります。令和2年4月9日に指定に係る官報公示があり、これは東北地方としては一番乗りであります。これを機に設立されました四ヶ村の棚田地域振興協議会が策定した「指定棚田地域振興活動計画」が内閣府の認定を受けたことにより、農林水産省以外の各省庁

からも地域づくりに関する様々な支援措置が受けられる体制が整いました。現在、この振興活動計画を基に活動に取り組んでいる状況であります。

村といたしましても、振興協議会を母体とした活動に対しまして、畦畔管理の省力化事業等の支援を行っております。山形県の補助事業を活用したラジコン式草刈機の導入補助や、芝生の敷設による畦畔管理の実証実験などに着手しており、棚田地域で一番の重労働である草刈りの負担軽減について、今後も振興協議会と連携しながら推進してまいりたいと思っております。

また、指定棚田に指定され、振興活動計画が認定されたことによって、中山間地域等の直接支払交付金の「棚田地域振興活動加算」の加算措置の対象地域となり、10アール当たり1万円の加算を受けることが可能となりました。現在、四ヶ村地域4集落協定のうち2協定が取り組んでおり、今後全ての集落で取り組めるよう支援を続けていきたいと思っております。

そのほかに、休耕田の復田事業や看板設置等の景観整備事業にも取り組んでおり、サミットを機に棚田保全を核とした地域づくりに関する取組を今後も推進していく所存であります。

ただ、行政側が描く棚田地域振興の方向性と地域のニーズに乖離が生じているように見える部分も少なからず感じており、四ヶ村の棚田地域振興協議会の機能を活用しながら、行政側と地域とが同じ方向を見ながら地域振興に当たれるような方策を模索していきたいと思っております。

村内には、四ヶ村以外にも中山間地で農業に取り組んでいる地域がございます。四ヶ村での棚田保全、地域振興に関する取組が、その他の地域でも活用できるよう充実したものにしたいと思っておりますので、議員各位の御協力と御理解をお願いいたします。

一般的にありふれた答弁になったかと思えますけれども、これから矢口議員とのやり取りの中で、私個人というよりも四ヶ村に今実際住んでですね、棚田を守っている方々の、そういったことをしっかり考えながら空想論にならないように、しかも矢口議員が目指すような棚田、そういった経緯が生きる、そして自他ともに大蔵村のすばらしい棚田と言えるような棚田を目指せるようにこの場で議論できればなと思っております。よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 矢口 智君。

○4番（矢口 智君） 今、行政が取り組んでいる様々な振興策については何も言うことはありません。非常に頑張って地元の方、大変苦勞していると思えますけれども、一生懸命やっている姿を見て、それに関しては頭が下がる思いであります。

私、いつも村長には提案することを心がけておりまして、変わった提案とか突飛な提案とか

言われつつも、提案することはやはりとても大事なことでないかと考えております。

非常に突飛な飛躍した考えになるかもしれませんが、都市部の先生方といろいろお話しをしていますと、どうも四ヶ村の棚田というのは、全く別物の中で棚田の保全とかが進んでいるんじゃないだろうかと、強くと強く感じたわけです。四ヶ村の棚田のような大規模な、あるいはそのほかにも今現在四ヶ村百三十幾つある、その他200ヘクタールくらい中山間地があるんですけども、その中山間地全体の問題として何か将来につながる道はないものかと考えてきたわけで。それが何年かして、それはやはり大きく日本のことも考えなければならないんじゃないだろうかと。二、三町歩の棚田を守るくらいだったらと言えども、それのほうに失礼かもしれませんが、まるで規模も違うので、同じ考えではいられないと、これはずっと言い続けてきたところです。

それで、村長にも見せた資料ありますか。私は棚田の基盤整備というのをイメージしていることをずっと提案させてもらっていますけれども、ここで村長、一番はこういうふうな形という提案をしたいです。こういうふうなやつを使ってみたらどうかとか、作ってみたらどうかという。私が今回言うのはそういうのがない、つまり、今の世の中にないようなシステム。機械とかっていうのを作り出すことができないだろうかと。非常に飛躍して話にならないかもしれませんが、そんなところを考えて提案しているわけです。

基本的に、例えば田んぼの形を変える基盤整備事業、ハード的な部分を見ますと、等高線法といいまして、これは向こうの左側、災害が起きたところの田んぼ補給なんかの等高線法、同じ高さの線を結ぶやり方で、田んぼはもう弧を描いた状態。ただ、短辺が同じ幅であれば耕作に支障がありませんよという考え。これはこれでいいと思いますけれども、私はその面的なものの変えるだけが基盤整備事業ではないということを言っています。面的な部分もそういう意味では一部であってもいいんです。全体の景観をそのままにして、景観は同じだけれども実は最新のシステムが投入されているのだという形であってもいいんじゃないかというふうなことを考えているわけです。ですから、絵に描けないということになります。

最新技術での用水排水のはつりなんていうのは、ある程度イメージできるんだと思います。絶対崩れないのり面構造とよく村長言いますけれども、私は畦畔も含めて絶対崩れないものを何かで作れないかと。これがある程度めどが立てば、私はその畦畔に、簡単に言いますとレールのようなものを設置しておきまして、のり面の草刈りを、よく造園屋さんが使うヒジトリガーって長い、倍くらい長くしたみたいなの、あんなお化けみたいなのを作っていますね、それが遠隔でのり面を自動で草を刈りながらはっていくような、そんなイメージなんです。これはク

ボタもヤンマーもないわけですよ。ないですけども、そんなイメージを持っている。言い出せば何かできるんじゃないかって。言わなければ分からないわけですから。そんなことを思っています。

今はもうGPS、ドローンも当たり前のように飛ぶ時代ですから、例えば田んぼ作っても、稲作ってもその管理は今あつという間にやっている時代ですから。これは棚田の地域だって十分可能じゃないかと思います。

それから、今、うちで大規模な区画整理をやっていますけれども、田んぼの形が変わるだけじゃなくて、農業形態といいますか大きく制約がありまして、大きく変わっているわけです。簡単にいうと、4割は廃品種というのが分かってますね。そういうことを棚田の中山間地に当てはめて、もうきちんと線引きしちゃうと。ここを作ります、ここ作りませんみたいな。そういうことをするためには、それだけをスタートとして持っていてもなかなか前に進まないだろうと。ですから、国策である基盤整備事業を当てはめることによって道が開けるのではないかと。本当に作りたい人が作りやすいところを不自由なく作れる。そしてその不自由なく作れる田んぼは最新のシステムが整っているんだという、それは本当に夢物語なんですけれども、夢物語であっても言わなければ何も前に進まないんじゃないかということをお話しをしているわけです。

ただ、なるほどと手を打つ人もいません。やはりあまりにも何というか先に進み過ぎていて。それでも、私は村の施策は間違っていないと思いますけれども、それは明日、来年のこれは施策を進めなければならないので、これはやはりやらなければならない。それでも、もっと先の5年、10年、果たしてどうするというときに、やはり現行のあるもので勝負しても勝ち目はないんじゃないだろうかと。そういうところを、例えばサミットの開催はできませんでしたが、そうしたところで声を出して知恵を集めたかったなど、そういうところにつながるわけです。

ですから、私もまるきりもう夢みたいな話ですけども、発信することによってその何点かは何か見えてくるものがあるのではないかとか、私はそういう夢と言ったら本当に現実離れしてしまいますけれども、夢を村長に発信してもらえないだろうかと。そういうところがあってもいいんじゃないだろうかと。そんなことを思っているんです。現実やってますよ、実績ありましたよと、そういう話とは別に、私はそれを否定も何もしません、評価するだけですけども、それとは別に夢を持った施策を考えていこうじゃないかと、そういう発信が必要でないかなと考えますけれども、村長の考えを聞きたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 先ほど矢口議員からのお話があったように、私には事前に自分が考える夢といいたいでしょうか、実現可能と言えるような、可能にしていかなければならない、そういった棚田経営についての資料を頂いております。画期的なことでありますけれども、これには私、あるいは矢口議員がこれを経営するわけではありませんので、実際に地元の方々がどういうふうな考え方でいるのか、あるいはこういった話にどこまで共感をし、そして乗ってこられるかということも含めて考えていかなければならないというふうに思っております。

最初の1回目の答弁の中で、なかなか行政側とそれから地元の方々の思いが一致しないといえますか、乖離が見られるということをお申し上げしました。まさにそういうふうなことを考えております。私の場合は、やはり議員をやりながら農家もやっていた。しかし、私のほうは平坦地での農業、稲作であります。ですから、なかなか棚田の実際の苦勞する、そういった農作業の状況がなかなか自分の身としては感じられないということがあって、他人的な言葉でしか言えないことがちょっと残念だなと思っております。ただ、全然経験したことのない人よりは、よりそういったものに近づいた形で、言葉で表すことができるのかなということは自負をしております。

そういった中で、まずは後継者がいないということが一番のネックだというふうに思っています。そこで、村の在り方、あるいは役場での考え方としてもこれも書いてあるかもしれませんが、まずは現在ある棚田を、120ヘクタールというふうに申し上げておりますけれども、どれくらいだったら作れるのかなというふうな線引きをやはりする必要があるのかなと私は考えております。整備するにしても、先ほど矢口議員が言ったような整備の仕方、あるいは今現在作っているところですね、昭和の後半あるいは平成の15年あたりくらいまでの間に、ほとんどそれぞれ大型機械が入るような形での整備がされているところでございます。そういったことで、私は以前から申し上げてきたことは、よその地域、日本全国のよその数ある棚田とは違った面で、やはりそれだけ価値観があるというようなことを申し上げてきました。ということは、飾りあるいは観光だけの棚田ではないということです。実際に生活を伴ってきた、稲作としての生活を伴ってきた、そういうふうな貴重な棚田だと。それを今回は前面に出した形で棚田サミットは開催したいということ年全国に向けて発信してきたところであります。

その中で、限界を感じていることも実際あります。そういったことで、先ほど言ったとおり、後継者がいない中で、そのことをまずクリアしなくちゃいけないだろうと。そういったことで面積をどの程度まで作れるのか、その線引きを作る。それから、後継者でなくとも、いわゆる

村民以外でもそういった棚田を作っていただける、そういう方々を何とか確保していかなければならないのかなと思っています。それについては、棚田の耕作だけではなくて、この平場のトマトなりその他の園芸を併せた形での農業経営というようなことでの、いわゆる法人化も進める。そしてその中で通勤農業ではないですけども、向こうの作付を何とかやっていただけるような、そういうふうな体系を組んでいただく。それが私の考えている棚田の経営であります。

今、矢口議員がおっしゃった、この最新技術の用水排水、それから絶対崩れないのり面構造。これは夢の自動のり面除草機、いわゆる草刈り機の開発ですよ。そういったことの考え方というものは、全てこれはやはり棚田の、何というんでしょうか、作業について労力の軽減が図られるものであります。そういったことで何とか乗り越えていけることも多々あるかと思えます。

それから、これは大蔵村としてもやっていることですが、今回実際のり面の除草機械、いわゆる草刈り機を導入したわけでありまして、実質平場なり緩斜面ののり面は大丈夫なんですけれども、急斜面になりますと、一番性能のよい高い機械を購入したにもかかわらず、その働きが十二分に発揮できないというふうなことであります。残念ながら結果として。ですから、やはり軽量なおかつ効率のいい、そういった草刈り機の開発ということが、四ヶ村の棚田を圃場として開発を手がけていただけるような、そういうふうな委託というんでしょうか、お願いといたしましょうか、会社に対する情報提供あるいは圃場提供というような形で進めていければというふうなことも考えてございます。そういったことで、考えれば知慮はないんですけども、いろいろな方向性が考えられるのではないかと。

それですらまず一番私が今考えていることは、まず棚田としての付加価値のついた米ですね。米の販売をいかにするか。それも大きな課題となってまいります。私、今年令和元年と令和2年の中でその行動を取るつもりでございましたけれども、このコロナ禍で歩けない、営業できない状況になってしまって、やきもきしているところです。実際、その方面に働きかけもしましたし、会う約束もしていたんですけども、それが途中で頓挫してございます。そういうふうなことで、今矢口議員が考えているようなことに少しでも近づければいいなということと、これから四ヶ村の棚田、あるいは四ヶ村以外の棚田の中で基盤整備というものをどういった形で進めていけるのか。今は大蔵村では平場でいろいろな箇所ですらそういった作業、事業をしてございます。それもぜひ中山間、山間の中でもやっていただけるようにしていきたいなと思っております。

ただ、それにはやはり地元民あるいは後継者、実際の農業をやっている方々の意見がどういったものなのかということ。例えば、先ほど答弁で申し上げましたけれども、棚田加算があるんですね。それにも増してそれも受けられないという状況は何なのかというと、やはり後継者不足で行政が期待する、国が期待する、そういった活動ができない。活動できない場合は延期もあり得るといふようなことがネックとなって、なかなか取り組めないという状況になるわけです。ですから、堂々巡りしますけれども、まずは後継者であり、作付者をいかに確保するか、ここにかかってくるのかなと思います。それには、やはり矢口議員の言うように、夢のあるような、あるいはそういった作りごたえのあるような、わくわくするような経営ができれば、そういったことも若干解決してくるのかなと思っています。そういうふうなことをもろもろ考えますと、いろいろな手順はあるんですけれども、まずは地元の方々と腹を割って、どういった形がこの地域、いわゆる四ヶ村の棚田を守っていける、そういったものになり得るのかということをお話をしたいというふうに思っています。

実は、矢口議員、私たちは棚田きれいだよねと、都会の人も含めてきれいだよね、すばらしいよねというふうに言って、向こうに行ってみます。でも地元の方々はそれをよしとしないとは言いませんけれども、じゃあ私たちに何が恩恵があるんですかというふうな思いで、歯がゆく思っているかと思っています。実際はそうだと思うんです。草刈ってないね、それだってできれば刈りたいわけですよ。刈れない状況にあるというふうなこと、それでもなおかつあの田んぼを作っているというふうなその努力に対して、本当は敬意を払わなくてはいけないところなんですけれども、そういったあら探しをするような、そういうふうな人もいるわけです、中には。大変残念なことです。でも、実際その田んぼを作っているというふうなことに対する敬意と感謝を申し上げなくてはいけないなと私は思っています。いつも行って思うことは、言葉に出すことは簡単なんですけれども、実際その場で生活している方々は本当に大変なんだろうなといつも私は思っております。このたびビデオ撮りに行ってきたんですけれども、その中でこの棚田を維持していくために地元の方々だけではなくて、行政として何ができるのかということをお本当に真剣に考えていかなければならない時期に来ているというふうに思っています。もう遅いんですけれども、さらに真剣に考えていかなければならないというふうに思っています。以上です。とりとめのないことを申し上げましたけれども、お互いに思っていることを言い合っていけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 矢口 智君。

○4番（矢口 智君） 今、村長何点か大事なところを答えてくれたかと思っています。田の後継者

ですとか、大きな、全体の面積に対して何らかの線引きが必要だと。多分平場でも、うちのところでも農業をやめる方がたくさん出ていますね。寂しいという感じはあるんですけども、仕方がないんです。先のためにも。これは思い切って考えを変えようということで。なぜそういうふうに進むかと言えば、やはり基盤整備事業という大きな事業が動いている。そして換地作業が進んでいる。やはり切り替えていくというふうになるんだと思います。

やはり昔から大事にしてきた土地というのはやはり愛着があるかもしれませんが、やはり大きな面積の、そのまま何とかしようというのはもう無理な話で、どこかで線引きをしなければ。嫌な言い方ですけども、切り捨てる場所は切り捨てなければというようなことも思います。

村長が言うように米の販売についても、実態を見れば棚田米というのが安定的に需要が見込めてというか、それもあるということですけども、それも実際には非常に弱いわけです。ですから、そこら辺の考え方をやはり変えていかなければと。

私は何回も言いますが、大きく土地の利用の用途を変えるには、やはり個人が集まってどうこう話ししてもなかなか前に進まないんじゃないだろうかと。やはり国策、やはり換地作業をしなければ。そしてやる気のある人に有利なように。村長、私の土地も先祖代々の土地はもうどこか別なところですよ。私は一言も文句言いません。やれる人がどうぞ好きなように。やはりそういうことを考えなければというふうに思います。誰がやっても作りやすいところを作ると、そうでないところは捨てる。捨てるというのは、ほかの用途を考える、一生懸命考えるということになるのかと思います。そういうふうに思い切ったことが必要じゃないかと思えます。

それから、米を何とかしようかとなりますと、やはり4地区でまとめてやはり集出荷の道を考えるべきじゃないかと。小さい、私が書いたミニカントリーエレベーターってあるのかなのか、私農業者でないので詳しくないですけども、あるんじゃないだろうかと、その規模に合った。そういうのを行政としても考えていかなければならないんじゃないか。

同時に、後継者の話ですけども、この間のラジオか何かで耳に挟んだんですけども、小国町で労働力マッチングアプリというのをやっている、やっているのかやるのか知りませんが、よくサクランボの忙しいときに別の企業が手伝うみたいな、そんな報道があったんです。中山間地、ほかもあるかもしれませんが、四ヶ村の棚田に関していえば、四ヶ村の棚田の地区に住んでいる農業者と、そしてその農業とまったく別の分野の産業をしている方がいるわけですが、企業。そういう農業者と建設業であったり林業であったり、あるじゃないですか。や

はりそういうところともう少し話し合っ、何らかの道を通き出すことができないだろうかと思ひます。

昔、私建設業だったんですけれども、春と秋は田んぼ、農閑期は土木という時代だったんですけれども、さらにそれを洗練したものにして集出荷施設を一つにまとめて、そして企業が法人化のような、どういふ形になるか分かりませんが法人化のような形で農業者と企業者が一体となったもので運営できないだろうか。

そして、田んぼについては私の夢物語ですけれども、最新の設備のものを作れないだろうか。これを言うと私の夢物語で終わりだという対応になります。私は全国初、四ヶ村の棚田の基盤整備事業、もう夢見ていますが、プラス法人化、地元の方の農業者あるいは様々な起業している方と一体になってその経営をという2つの道、あり得るのでないだろうかというふうに考えています。時間がないのですけれども、時間許す限り答弁どうぞ。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。簡潔にお願いします。

○村長（加藤正美君） 今矢口議員からはいろいろお話をいただきました。ミニントリーエレベーター、これは不可能ではないというふうに思ひます。例えば、私がさっき申し上げました、いわゆる四ヶ村の棚田米として売り出すには、当然よその米とブレンドになってしまうと、それはブランドとして売り出すことができませんし、そういうふうな差別化ということは当然必要になってくるかと思ひます。今ある制度の中で、それは恐らく認められるというふうに思っ、てございます。

後継者の問題ですけれども、先ほど私も言っ、ています、四ヶ村全体で法人化が作れば一番いいのかなと思っ、ています。ここには佐藤 勝議員もいらっ、しゃいますが、あるいは今日はおいでになりませんが長南正一議員さんというふうなことで、四ヶ村においてはそれぞれ棚田米の組織だったり、あるいは四ヶ村開発協議会というふうな組織の中でいろいろな事業を進めておられます。そういうことで団結力としてはよその地域に負けないものがあるというふうに捉えてござい、ますが、ぜひこの農業に関しても四ヶ村地区というふうな中で一本化、いわゆる法人化を私はこれは望んでい、ます。これでもって、自分の土地という考え方よりも4集落全体で法人化した中で耕作をしてい、く。そういうふうなことであれば、差別化あるいは区別化ということも容易になりますし、重点的に条件のいいところを作る、そして作りやすいところを作るというふうなことで進んでい、くのかなと思っ、ています。

それから、建設業とかいろいろな業種とのタイアップという中、特に四ヶ村については2つのある程度のそういった建設業の方々もいらっ、しゃいますので、そういったかみ合わせのなか

で、ぜひそういったこともやっていただけないかというふうなことを個人的には打診しております。そういうことで進められればというふうに思っています。

特に、四ヶ村での建設業者の皆様方は、地元からの今採用といたしますか、使っている方々が多いわけですから、その辺から考えれば非常にマッチした形でその業種を進めていくことができるのかなど。ですから、今は農業は農業だけじゃなくて、そういった異種業種とまとまりの中でそういうふうなことをコラボ的にやっていければ一番いいのかなど思っています。

そういうことで今後ですね、まず私は地区の皆様方と腹を渡って、今後の四ヶ村の棚田についてはどういった形でやっていきたいのかということを含めて、また他所からのそういった形で人が入っていいものかというふうなこともですね、腹を割って話し合えればなというふうに思っております。ぜひそのときは、議員も棚田の会員としての今までの長年の経験からそういったことで御指導をいただければというふうに思っております。今回の棚田サミット開催についても影の面からいろいろな面で御尽力いただきましたこと、感謝申し上げます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） これで終わります。

ここで休憩いたします。

再開は2時10分です。

午後1時57分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

6番海藤邦夫君。

〔6番 海藤邦夫君 登壇〕

○6番（海藤邦夫君） 時刻でありますので質問します。

私は、村道の維持管理は大丈夫か、万全かということで質問いたします。2番目に空き缶のポイ捨てをやめさせる方策はないかということで質問いたします。

集落を結ぶ村道は村が管理しておりますが、冬の除雪などによりガードレールの破損が随所に見られます。道路の舗装はすぐに補修するが、ガードレールはなかなか手が回らないように見受けられます。転落防止の面からも早急に補修してもらえないか。また、道路に草木が覆いかぶさっている場所もあり、維持管理を願いたい。

2番目として、空き缶、ペットボトルのポイ捨てが最近増えている傾向にあります。田んぼや畑などにお構いなしに捨てていくマナーの悪さが目立っています。「美しい村連合」に加盟

している村として、道路のあちこちに空き缶、ペットボトルが捨てられているのを見ると、これでいいのだろうかと考えさせられます。村独自のポイ捨て禁止の方策はないか、村長に伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「①村道の維持管理は万全か。②空き缶のポイ捨てをやめさせる方策はないか」という海藤議員の質問にお答えいたします。

最初に、村道の維持管理についての質問にお答えいたします。

現在、村で管理している村道は245路線、実延長が139キロメートルとなっております。例年、道路管理委託料として1,500万円から1,800万円ほどの予算を充当し、簡易的な舗装の補修や路肩の草刈り、側溝の排土作業などの維持管理を行っております。ほかにも大規模な修繕を必要とするものについては、村道維持工事費として約1,800万円を計上し、村道の安全確保のため維持管理に努めているところであります。

議員からは、除雪等によりガードレールの破損が随所に見られるとの御意見を伺いました。村道除雪に当たり委託業者には十分注意して作業に当たるよう指導しているところであります。ただ、大雪や吹雪のときの除雪作業では、どうしても視界不良による破損が生じております。除雪作業によって破損したガードレールについては、除雪業者が修繕することとしておりますが、それ以上にガードレール破損の原因となっているのが積雪によるものであります。

現在は、耐雪型と呼ばれる積雪地に適応したガードレールを使用しておりますので、2メートルから3メートルの積雪にも耐え得るものとなっておりますが、昭和から平成初期に設置されたガードレールは、支柱間隔が4メートルで土中に直接建て込みをしているため脆弱で、積雪による雪の重みによって支柱の沈下や傾倒、ビームが折れ曲がるなどの破損が生じております。

ガードレールの破損は、交通事故時の被害を拡大するほかにも、村の景観を損なう要因となって、村でも大変憂慮しているところであります。これまでも大雪などで災害に該当した年には、公共土木施設災害復旧事業として国の助成を受け、補修に取り組んでいるところであります。村道における通行の安全確保のため、これからも限られた予算の中ではありますが、計画的に補修や耐雪型への交換をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

また、道路の除草につきましては、国道・県道と集落を連絡する主要な幹線村道等について

行っておりますが、全ての村道の除草を行うことは困難であることを御理解いただきたいと思
います。地区によっては、地域の方々が自ら草刈り機を手にし、村道の草刈りや除草剤を散布
していただいている地区もありますし、村道に隣接する農地を所有している農家の方からも御
協力をいただいているところであり、大変感謝しているところでもあります。

村道の除草につきましては、村内の建設業者さんに委託して実施しているところでありま
すが、地域貢献という意味合いを含めて、ほとんど人件費等の原価に近い単価でお願いしている
状況にあります。ガードレールの補修と同じ答弁となりますが、少ない予算の中で、交通量や
路線の重要度を勘案しながら実施してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきます
ようお願い申し上げます。

次に、2点目の「空き缶のポイ捨てをやめさせる方策はないか」という質問にお答えいたし
ます。

本村が「日本で最も美しい村」連合に加入したのは平成17年10月の設立総会からになり、本
年で16年目となります。村民の皆様の御協力のもと、各地区での自主的な清掃活動やプランタ
ーオーナーによる美化運動、さらに講演会など美しい村づくりに対する村民の意識の醸成を行
ってまいりました。

こうした取組にもかかわらず、議員御意見のように心ない方々による空き缶、ペットボトル
が数多く捨てられている現状もあり、誠に残念なことと思います。村では、議員皆様の御理解
の下、平成11年3月に大蔵村環境美化推進条例を御可決いただいております。その条例第7条
に、いわゆるポイ捨ての禁止が定義されております。

また、村の第4次総合計画では、循環型社会を目指してごみの減量化とリサイクルの推進を
計画に位置づけております。世界共通の持続可能な開発目標いわゆるSDGsの理念の一つに
も「つくる責任つかう責任」とありますように、個人の責任においてしっかりとリサイクルに
回すなどといった行動が必要であると考えております。リデュース、リユース、リサイクルの
推進運動といったこの村での取組について、継続的におおくら広報などを媒体として啓蒙、啓
発を行い、ポイ捨てが多いところには看板の設置などを行い、ポイ捨てをしてはいけないとい
うことを改めて意識の中に植えつけていくことが大事であると考えております。

ポイ捨てについては、本当に数少ない心ない方々によるものと思われませんが、ポイ捨てでき
る環境を減らすためにも、捨てられた空缶やペットボトルを見かけたら自ら片づけることも重
要かと思えます。

今後とも、ごみの減量化、ポイ捨ての禁止も含めてリサイクルの推進など、議員皆様の御理

解と御協力お願いいたしまして、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） ①のほうなんですけれども、集落に通じる中央道路、県道から入っていくと私、近くのところを直さないといけないんです。ガードレールを。ですが、途中から本当に、1つ例を挙げますと、村道の藤田沢線は物すごく立派にガードレールもずっと行っているんですが、すごくもう1本の桂線のほうは本当に破損しててとんでもないような状態になっているんです。側溝といいますか橋のデッキといいますか、川ではないです、堰みたいなのところも橋の欄干みたいなのところにもガードレールがありますが、それもあつてないようなもので、本当に何でこんなになったのかなと思っているところなんです。何で藤田沢線があのかいよくて、桂線が何であんなに差があるんだろうと、そういうふうに感じているところなんです。

補修する順位といいますか何か順番があるそうですけれども、その順番というのもやはり危険なところからやるのが一番手っ取り早いと思うんですけれども、そのところどういうふうに考えていますか。お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今の藤田沢線、桂線についてのガードレールの状況、それを踏まえて、担当課としては大蔵村全域を見据えて修理修繕、あるいは撤去というふうなところでございます。この辺の基準についてもしっかりと説明していただきます。担当課である高山課長からお願いいたします。議長よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 今海藤議員のほうからは具体的に桂地区に至る村道と藤田沢地区に至る村道の例を挙げていただきましたけれども、藤田沢地区につきましては、先ほど村長のほうから答弁ありましたとおり、耐雪型のガードレールを使用しているということになります。一方、桂地区に至る村道につきましては、昭和50年代から60年代にかけて整備した村道でありますので、どうしてもその当時は耐雪型のガードレールがなかったものですから、どうしても損傷しやすいガードレールになっております。

海藤議員お話ししました桂欠沢川を渡る橋梁の部分につきましても、いずれ補修はしたいというふうには考えていたところでございます。取りあえず今年度につきましては、桂地区、集落内のガードレールの補修などは、わずかではございますけれども補修したといった経過がございます。以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） いや、桂線ばかりではないですけども、やはり村内の道路は地域整備課でパトロールやってるんですか。やっていると思うんですけども、やはりなかなか手が回らないところもあると思うんですけども、そのパトロールというのは年に何回くらいやっていますか。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） パトロールにつきましては、最低でも2週間に1回はやっているつもりでございます。そのほかにも大雨が降ったときですとか大雪が降ったときにつきましては、随時パトロールをして損傷している部分ですとか路面の状況ですとか、そういったところを確認して、なるべく早い段階で補修したいというふうには考えております。ただ、どうしても予算の関係がございますので、後手後手に回ってしまう部分はございます。ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） ガードレールというのはやはり車が落ちていかにするやつですから、これ落ちていったりしたら、自動車事故につながったりしたら大変なことになるんですね。まずなるべく早くそういうものを直すような形でやってもらいたいと思います。

それから、今までなんですけれども、村道約139キロもあるということで、大変維持管理も大変だなと思っているところでございますが、前は村道とか農道に碎石の提供を受けていたんですが、最近農道とか県のも何か今全然提供がないんですけれども、それは今後もないというか、しないんですか。どういうふうな方向でやっているんですか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） さっき言ったとおり、続きであればですね、産業振興課長あるいは高山課長に答弁させますけれども、敷砂利の件ですね。農道についての……（「はい。農道というか舗装になっていないところ、村道でも」の声あり）村道でも。（「はい」の声あり）村道に関しては、高山課長のほうから敷砂利ですね。それから農道に関して、敷砂利について越後課長から答弁させます。議長よろしく願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 村道のほうの敷砂利でございますけれども、先ほど村長のほうから村道延長139キロあるということでお話ししまして、そのうち舗装になっている部分が、舗装率としましては85%になっています。ですので、砂利道として残っているのは大体20キロくらいになるかと思えます。で、敷砂利についても随時路面状況を確認して敷砂利は行ってい

るというふうに私どもは考えております。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） うちのところもやはり農道から村道に格上げしてもらって、切削材でもってやってもらったんですけれども、やはりまだそういう切削材ってやはり完全な舗装ってないものですから、大雨降ったり何したりするとやはり崩れてくるところがあるんですよ。切削材なんかも本当であればそこで敷いてそれできるんですけれども、なかなか切削材というのは出ないということなんですけれども、どういうふうな条件で、やはり碎石というのは前と同じように少しといいますか、村のほうで提供してもらえればいいかなと思っていますけれども。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） なかなか村の工事の中でアスファルトの切削材というのは出てこないんですけれども、県道ですとか国道のオーバーレイするときに出た切削材につきましてはあるべく村のほうでももらうような工面はしているところです。ただ、ここ二、三年、そういった切削材につきましては県のほうから要らないかというふうな話も最近来ていないので、もしそういった県のほうから搬出があつて、村のほうで使用しませんかといった問合せがあれば、それは村のほうで頂いて、砂利道などに敷くようなことは考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） ではまず、村道のほうもやはりいろいろな場所があるわけなんですけれども、農道のほうもやはり少し公費もらって修理しないと、我々今農家をやっている人は物すごく少ないんですよ。この農道がやはり、農道もそうなんですけれども、県道もやはりそういうふうなあまり草木の少ないところは私たちが草刈ったりしてやっているんですけれども、このところもまだそういうふうな、最近なつたところでそれはやっていないところがちょっとありますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、2番目なんですけれども、最近ですけれども、我が家の田んぼも道路の脇でありますけれども、道路県道脇なんですけれども、空き缶が物すごいんですよ、ポイ捨てが。雪が消えると出てくるんです。田んぼの中で稲が終わってるんです、ぼんと流れてるんですよ。ああいうのどうにかならないかなと思っているんですけれども、村の人がやっているような状況ではないんじゃないかなと思っているんですが、普通の一般の人が、村外から来た人がやっているような感じがするんですけれども。そういうふうな大蔵の人たちにとってやはりそういうふうな缶が目立つということは、本当にさっきも美しい村連合のほうの加盟しているという

ことですから、美しい村に加盟している村がやはりそんなポイ捨てなんていうのを見逃しておいていいのかなと思っているんですよ。

そこで罰則を私考えてるじゃないですけども、ほかの市町村でやっているところもあると聞いたんですけども、罰則を設けてポイ捨てがなくなるような方策をできないものかなと思っているんですけども、お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今海藤議員がおっしゃったとおり、必ずしも村民の方がというふうなことではなくて、やはり心無い方々がその場所を通ったときに村外の人が捨てる、そういうようなこともあるのではないかなというふうに思っています。むしろ私はそちらのほうが多いのかなというふうに勝手に解釈しているわけですけども、それを防ぐために罰則というのでしょうか、そういった制度を何とかつくることはできないのかというふうな御意見だというふうに思います。

それについては、直接罰金ということではなくて、条例でそういうふうなことをしないようにというふうなこと、あるいは美しい村条例の中でもそういったことを規制することはしていますけれども、罰則まではしてございません。ですから、このことについてはよその自治体とかそういったことも見ながら検討していかなければというふうなことですけども、できればそういう罰則というふうなことはいかがなものかなと私は思っているんです。

ただ、やはりそういうふうなことをできないようなことにするというのもやはり大事なかなと思っています。例えば、我々そこにいる方々、あるいはそこを通る方々がそれを捨てるというふうなことも大事でしょうし、それから学校とかそういうところにもそういったマナーをしっかりと指導すると、指導といいましょうか、そういうことも。それから大人が手本を示すというふうなことが大事なかなということ、そういったもろもろのことを啓蒙していくほかはないのかなと思います。

なお、罰則については何回も申し上げますけれども、検討といいましょうか調べさせて、皆様方とお話しをしながら対応してまいりたいと思っています。今この場で罰則をつくる、つくらないということについては、明確なお答えは避けたいというふうに思います。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 罰則できないということで、即答できないということですけども、やっているところもあると思うんですね。ちょっと聞いた話なんですけれども、1万円くらい取る所もあるみたいですけども、本当は罰則は設けないほうが一番いいことに決まっているん

ですけれども、このくらいポイ捨てがあるとちょっと考えなくちゃならないのかなと思っています。特に春先の集落のごみ拾いのときなんかは、二、三年くらい前ですか、道路に便器、昔の便器なんですけれども便器まで投げているというようなことがありましたけれども。ポイ捨てもそうなんですけれども不法投棄が随分増えているんです。不法投棄に対してもやはりそういうふうな罰則というのか適用しないと何ともならないと思うんですけれども、その点どういうふうに考えていますか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今ちょっとその点を確認しているところなんですけれども、不法投棄については県の条例の中で罰則があるのではないかなと思います。それから、いつだったか二、三年前でしょうか、肘折に来た観光客が肘折街道の中で、458の中で車からごみを捨てたと。その中に持ち主を表す氏名が書かれたものがあったというふうなことで、それで追跡調査をしながら、その方に罰則なり注意をしたというふうな経過があるということを知ったことがありました。そういったことで、今後は村としてできること、いわゆるいろいろなそういった注意を喚起する、促す看板を立てたり、そういった立て札を立てたりですね、そういったことをやっっていかなければならないと思いますし、先ほど、今年あまりやっていないんですけれども、なぜかというところコロナ禍なものですから、なかなか人が大勢集まっているいろいろなことをするというのを避けているわけで、役場職員についても草刈りとか、あるいはごみ拾いということを定期的にやってございます。そういうことをまずこのコロナがある程度収まったらそういうようなことも私ども自らやって、そういった姿をいろいろな方々に見ていただく。それがそういった機運を盛り上げていくことというふうなことにしていきたいなと思っています。

今のところ、罰則とかそういうことについては、今後いろいろな形の中で検討しながら考えていかなければならないことだと思いますけれども、逆に美しい村だからこそそういうふうな罰則ということではなくて、自主的に、そういうことができなくなるようなそういった環境づくりについても大事なのかなというふうに思っております。

ぜひ、私ども、特に役場関係者あるいは議員の先生方とかそういった公職にある方々、そういった役についている方々が、特に自らそういった姿勢を見せていただければありがたいというふうに思っています。各集落においてもそういうふうな清掃作業も行われているわけで、今後もそういうふうなことを継続していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） やはり罰則というのは設けられないということですが、私もやは

り最終的には考えなくちゃならないかと思えますけれども、今後当面、見えるようなところにポイ捨て禁止とかそういう看板を立てたりのぼりを立てたりしていけば、まだもう少し減るのではないかなと思えますので、どうぞ今後よろしく願いいたします。答弁終わります。ありがとうございます。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今海藤議員から提案ございました、そういうふうなことのほかに、また考えられること、役場内でもそういうことを含めて村民にいろいろな形からPRできるように頑張っていきたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） 以上で一般質問を終わります。

日程第6 議第62号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第6、議第62号専決処分の承認を求めるについて、大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） それでは提案理由を申し上げます。

議第62号専決処分の承認を求めるについて、大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例の適用期限を延長するため、大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法の規定により専決処分したので承認を求めるものでございます。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第62号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年9月7日提出

大蔵村長 加藤 正 美

提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例の適用期限を延長するため、大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法の規定により専決処分したので承認を求めらるるものでございます。

専第15号大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和3年6月30日」を「令和3年9月30日」に改める。

附則。この条例は、令和3年7月1日から施行する。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和3年6月30日

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7 議第63号 専決処分の承認を求めらるるについて

大蔵村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第7、議第63号専決処分の承認を求めるについて、大蔵村手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） それでは提案理由を申し上げます。

議第63号専決処分の承認を求めるについて、大蔵村手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、改正される行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されることに伴い、大蔵村手数料条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分したので承認を求めるものです。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南税務課長より説明をお願いいたします。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第63号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

大蔵村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年9月7日提出

大蔵村長 加藤正美

提案理由につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により改正される行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されることに伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料の規定を削除するため、大蔵村手数料条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法の規定により専決処分したので承認を求めるものでございます。

専第16号大蔵村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村手数料条例（昭和53年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平

成25年法律第27号)の施行に関する事務手数料。個人番号カードの再交付に関すること。1件。800円」、こちらを削除いたします。

附則。この条例は、令和3年9月1日から施行する。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により村長専決する

令和3年8月11日

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(鈴木君徳君) 説明が終わったので、質疑に入ります。(「なし」の声あり)質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。(「なし」の声あり)討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鈴木君徳君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 8 議第64号 令和2年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 議第65号 令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第10 議第66号 令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第11 議第67号 令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳
入歳出決算認定について

日程第12 議第68号 令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第13 議第69号 令和2年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

日程第14 議第70号 令和2年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認
定について

日程第15 議第71号 令和2年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認

定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第8、議第64号から日程第15、議第71号まで決算関係の議案を大蔵村会議規則第37条の規定により一括議題にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、日程第8、議第64号から日程第15、議第71号までの決算認定関係8議案を一括議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第64号令和2年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について、議第65号令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第66号令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第67号令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第68号令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議第69号令和2年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第70号令和2年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第71号令和2年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上、議第64号から議第71号までの8議案につきましては、令和2年度大蔵村一般会計歳入歳出決算のほか、大蔵村国民健康保険特別会計など7つの特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

各会計の決算書につきましては、前もって送付させていただいておりますが、各会計の決算概要につきましては、会計管理者に説明をさせます。

なお、監査委員の意見書、予算執行実績調書は別冊にして添付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） それでは、滝沢会計管理者から令和2年度の決算概要の報告をお願いいたします。滝沢会計管理者。

○会計管理者（滝沢恒彦君） それでは、令和2年度の決算概要について御報告いたします。

初めに、令和2年度決算書の2ページ、会計別決算総括表をお開きください。

全会計の合計では、予算現額が66億693万1,000円に対し、収入済額62億1,238万3,511円、支出済額60億1,658万2,521円となっております。

予算現額に対し、収入率は94.03%、執行率は91.06%であります。

収入済額から支出済額を差し引いた差引残額は1億9,580万990円となっておりますが、一般

会計で繰越明許費の一般財源が生じておりますので、後ほど御説明を申し上げます。

続きまして、会計ごとの歳入歳出決算について御説明を申し上げます。

初めに、一般会計について御説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

歳入につきましては、1款村税から10ページ、21款村債までで、予算現額が48億3,733万円に対し、調定額が46億1,595万647円、収入済額は45億8,661万374円となっております。また、不納欠損額として65万1,751円ございますので、収入未済額は2,868万8,514円となります。不納欠損額は全て1款村税でございます。収入未済額の内訳は、1款村税が2,849万643円、13款使用料及び手数料が19万7,871円でございます。

続いて、歳出は12ページからになります。

1款議会費から14ページの14款予備費までで、支出済額が44億5,499万5,937円でございます。2年度中に事業が終了せず、翌年度への繰り越す繰越明許費として3億828万7,000円となっております。

その結果、歳入歳出差引残額は1億3,161万4,437円となっておりますが、このうち翌年度へ繰り越すべき財源として6,706万5,000円ございますので、歳入歳出差引額からこの金額を差し引いた実質収支は6,454万9,437円となっております。

これにつきましては、130ページの実質収支に関する調書のとおりでございます。

なお、詳細につきましては、16ページからの事項別明細書を御覧になっていただきたいと思っております。

次に、国民健康保険特別会計でございます。132ページをお開きください。

歳入につきましては、1款国民健康保険税から8款諸収入までで、予算現額4億5,670万円に対し、調定額5億29万8,654円、収入済額が4億7,507万2,874円となっております。したがって、収入未済額は2,522万5,780円となり、全て1款国民健康保険税でございます。

歳出は134ページからになります。

1款総務費から136ページ、10款予備費までで、支出済額が4億4,732万1,979円でございます。

その結果、歳入歳出差引残額は2,775万895円となっております。

詳細につきましては138ページからの事項別明細書を御覧ください。

次に、簡易水道事業特別会計でございます。158ページをお開きください。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金から7款村債までで、予算現額2億4,060万

2,000円に対し、調定額 2 億2,882万4,674円、収入済額は 2 億2,583万4,302円となっております。また、不納欠損額として 4 万8,863円ありますので、収入未済額が294万1,509円となり、この全額が 2 款使用料及び手数料でございます。

歳出は160ページからになります。

1 款水道事業経営総務費から 4 款予備費までで、支出済額が 2 億2,454万4,875円でございます。

その結果、歳入歳出差引残額は128万9,427円となっております。なお、翌年度への繰越明許費が1,531万2,000円でございます。

詳細につきましては162ページからの事項別明細書を御覧になっていただきたいと思っております。

次に、特定環境保全公共下水道事業特別会計でございます。172ページのほうをお開きください。

歳入につきましては、1 款分担金及び負担金から 7 款国庫支出金までで、予算現額 3 億2,291万7,000円に対して、調定額 1 億7,967万3,666円、収入済額は 1 億7,863万3,334円となっております。不納欠損額はございません。収入未済額は104万332円、全額が 2 款使用料及び手数料となっております。

歳出は174ページからになります。

1 款公共下水道事業経営総務費から 4 款予備費までで、支出済額が 1 億7,794万1,733円でございます。

その結果、歳入歳出差引残額は69万1,601円となっております。なお、翌年度への繰越明許費は 1 億4,450万円でございます。

詳細につきましては176ページからの事項別明細書を御覧ください。

次に、へき地診療所特別会計でございます。186ページをお開きください。

歳入につきましては、1 款診療収入から 8 款国庫支出金までで、予算現額 2 億2,575万2,000円に対し、調定額と収入済額が同額の 2 億2,591万3,418円となっております。不納欠損額と収入未済額はございません。

歳出は188ページからになります。

1 款総務費から 3 款予備費までで、支出済額が 2 億2,353万2,836円でございます。

その結果、歳入歳出差引残額は238万582円となっております。

詳細につきましては190ページからの事項別明細書を御覧ください。

次に、介護保険特別会計でございます。202ページをお開きください。

歳入につきましては、1 款保険料から 9 款諸収入までで、予算現額 4 億 5,736 万円に対し、調定額 4 億 5,538 万 5,275 円、収入済額は 4 億 5,405 万 1,415 円となっています。不納欠損額として 62 万 9,300 円ございますので、収入未済額は 70 万 4,560 円となります。不納欠損額及び収入未済額は全て介護保険料でございます。

歳出は 204 ページからになります。

1 款総務費から 6 款予備費までで、支出済額が 4 億 2,228 万 6,506 円でございます。

その結果、歳入歳出差引残額は 3,176 万 4,909 円となっています。

なお、詳細につきましては 206 ページからの事項別明細書を御覧ください。

次に、浄化槽整備事業特別会計でございます。228 ページをお開きください。

歳入につきましては、1 款分担金及び負担金から 7 款村債までで、予算現額 2,868 万 3,000 円に対して、調定額 2,933 万 5,918 円、収入済額は 2,875 万 8,278 円となっております。不納欠損額はございません。収入未済額は 57 万 7,640 円、全て 2 款使用料及び手数料でございます。

歳出は 230 ページからになります。

1 款浄化槽整備事業費から 3 款予備費までで、支出済額が 2,844 万 9,939 円でございます。

その結果、歳入歳出差引残額は 30 万 8,339 円となっております。

最後に、後期高齢者医療特別会計でございます。238 ページをお開きください。

歳入につきましては、1 款後期高齢者医療保険料から 5 款諸収入までで、予算現額 3,758 万 7,000 円に対し、調定額と収入済額が同額の 3,750 万 9,516 円でございます。不納欠損額及び収入未済額はございません。

歳出は 240 ページからになります。

1 款総務費から 4 款予備費までで、支出済額が 3,750 万 8,716 円でございます。

その結果、歳入歳出差引残額は 800 円となっております。

詳細につきましては 242 ページからの事項別明細書を御覧ください。

なお、財産に関しましては、249 ページ以降の調書に記載のとおりとなっております。

以上、令和 2 年度大蔵村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。

○議長（鈴木君徳君） 続いて、代表監査委員の土屋 徹氏より令和 2 年度の決算審査結果の報告をお願いいたします。土屋代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 徹君） 最初に、審査意見を申し上げる前に、令和 3 年 7 月、静岡県熱海市で発生しました土石流による災害を始め、8 月には台風 9 号、10 号による災害、また、8 月 11 日からの大雨による災害など、自然災害が多く発生しました。死者 36 名、行方不明者 5 名

と、多くの人的被害を受けました。被災者の方々には、心よりお悔みとお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧、復興を願っております。

審査意見に入ります。

審査意見書。

令和2年度大蔵村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の審査意見を申し上げます。

審査の期間は、令和3年7月26日から7月29日の4日間にわたり実施したところであります。

審査の方法は、地方自治法第233条の規定に基づき、各会計の決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書に基づき、出納関係や証拠書類の審査と、関係各課より資料の提出と説明を求め、法令や条例等の遵守、計数の正確性、収支の符合、公有財産台帳の整合性を中心に審査を行ったところであります。

審査の結果につきましては、各会計とも法令や条例等の規定に準拠しており、計数についても正確で、その予算の執行並びに各基金及び財産管理につきましても、それぞれ設置目的に沿って運用されており、その執行は適正と認めたとところであります。

なお、各会計の審査意見は、大蔵村各会計決算審査意見書のとおりであります。要点を簡単に報告させていただきます。

始めに一般会計の収支状況につきましては、歳入歳出差引き1億3,161万4,437円ありますが、国の補正予算を財源とした道路改良費、災害復旧費など繰越金6,706万5,000円があることから、その実質収支は6,454万9,437円でございます。

また、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支では、3,223万4,864円減少している状況であります。

今後とも中長期的な財政健全化を図りながら、効率的な予算執行と継続的な政策評価をお願いするものでございます。

次に、自主財源であります村税ですが、調定額3億3,401万2,762円に対し、収入済額は3億487万360円で、その収入未済額については、前年度より62万206円多い2,849万643円の状況にあります。

納税は、国民の義務であります。今後も住民の納税意識の向上に、より一層の努力を求めるものでございます。

次に特別会計に移ります。

始めに国民健康保険特別会計ですが、本会計の基幹収入である保険税の収納率は現年課税分97.61%、滞納繰越分16.55%、全体では78.05%であります。元年度と比較して1.41ポイント

上回っております。収入済額は9,709万303円であります。

本村国保は、年度末被保険者数703人の小規模保険者で、医療費の増減が国保財政に大きく影響することから、特定健診や特定保健指導を通して医療給付費の抑制に努め、税の収納率向上対策と併せ、適正な税率への見直しを図りながら、国保会計の健全な運営をお願いするものでございます。

次に、簡易水道事業特別会計ですが、歳出の決算額が元年度と比較して4,844万4,924円減少しております。その要因としましては、平成30年度から継続している補助事業で、肘折浄水場膜ろ過設備設置工事が令和2年度で完成しましたが、令和元年度において前倒して工事を進めたことにより支出が減少したものです。

また、使用料の収入未済額294万1,509円については、わずかではありますが増加傾向にあり、税の公平負担原則と同様、未納者の理解を得ながら、その解消策をお願いするものでございます。

次に、特定環境保全公共下水道事業特別会計ですが、清水処理区の使用料は、加入戸数の増加とともに順調に推移しているようですが、肘折処理区は宿泊客の減少が旅館などに与えた影響が大きいものと推測しているところであります。

また、使用料の収入未済額104万332円は、わずかに増加しております。この事業は限定された地区のみを対象としたものであることから、未納は極力解消すべきものと考えておりますので、今後も下水道加入促進に努め、計画的かつ効率的な事業の推進に期待するものでございます。

次に、へき地診療所特別会計ですが、歳出の決算額が元年度と比較して362万643円の減少であります。その主な要因としましては、大型の診療設備の更新がなかったためであります。

この会計につきましても、独立採算を目指すべき会計であります。診療所は村民が信頼する唯一の医療機関であり、今後も保健、医療、福祉の連携を図り、また、自治医科大学医師などの派遣を受けつつ医師確保に努め、より充実した診療体制の確立に万全を期すようお願いするものでございます。

次に、介護保険特別会計ですが、歳出総額4億2,228万6,506円に対し、保険給付費は3億5,682万3,305円で、歳出の84.5%を占めております。

これは高齢化の進展に伴い、介護サービスを必要とする高齢者が増加傾向を示すもので、今後も高齢化社会の進展に対応した介護予防事業の推進に向けて、保健・医療・福祉が一体となり、地域の実情に沿った介護保険制度の充実と、健全な事業運営に一層努力されることを期待

するものでございます。

次に、浄化槽整備事業特別会計ですが、歳出の決算額が元年度と比較して84万2,565円増加しております。

生活環境の変化に伴い、浄化槽の設置による水洗化に対する村民の要望が多くなっています。このような現状を踏まえ、維持管理経費の増加も予想されることから使用料の適正化に努め、健全経営をお願いするものでございます。

最後に、後期高齢者医療特別会計ですが、歳出では広域連合への納付金が3,743万2,780円で、99.8%と、ほとんどを占めております。

高齢化の進展に伴い、医療費が増加することが予想されることから、運営主体である山形県後期高齢者広域連合と連携を密にしながら、高齢者の健康維持に配慮した医療費の低減を検討するなど、適正な医療の確保と健全な事業運営に期待するものでございます。

以上、各会計決算審査の意見といたします。

続きまして、大蔵村財政健全化の審査意見を申し上げます。

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

健全化判断比率に基づき審査した結果、実質赤字比率や連結実質赤字比率はなく、前年同様にその財政は良と判断したところであります。

実質公債費比率についても7.5%で、元年度の7.6%より0.1%降下しております。早期健全化基準の25%と比較した場合には、これを大きく下回っております。

また、将来負担比率もなく、特に指摘すべき事項はないと認めたものでございます。

次に、簡易水道事業特別会計経営健全化審査意見ですが、この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

資金不足比率に基づき審査した結果、前年同様に実質的な資金不足はなく、特に指摘すべき事項はないと認めたものでございます。

次に、特定環境保全公共下水道事業並びに浄化槽整備事業の特別会計経営健全化審査意見ですが、両会計とも同じ意見になっております。

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

両会計とも資金不足比率に基づき審査した結果、前年同様に実質的な資金不足はなく、特に

指摘すべき事項はないと認めたものでございます。

最後に、新型コロナウイルスの感染について、県内では8月、1か月で1,000人を超える感染者が発生しており、現在も感染拡大防止特別集中期間中でございます。

本村では昨年の初期の段階で感染者が確認されましたが、その後、加藤村長はじめ診療所の先生、健康福祉課職員の努力及び村民の皆様方の感染予防に対し、御理解、御協力により、感染者は抑え込まれております。

また、令和3年度当初から他市町村に先駆けて、健康福祉課の職員だけでなく全課から応援職員も加わり、献身的に集団ワクチン接種業務が実施されました。本村は接種率、接種速度とも県下で高い水準と認識しております。

今後も村長以下職員一同、行財政改革に意を配しながらさらなる財政健全化を図り、村民が安全・安心で暮らせるよう一層努力されることに御期待を申し上げ、審査意見といたします。

○議長（鈴木君徳君） 代表監査委員の報告が終わったので、これより決算認定関係議案に対する総括質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、総括質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第64号から議第71号までの決算関係8議案については、大蔵村会議規則第39条の規定により、議員全員9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議第64号から議第71号までの決算関係8議案については、議員全員9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月8日午前10時より開会いたしますので、御参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時18分 散会

令和3年9月8日（水曜日）

第3回大蔵村議会定例会会議録
（第2日目）

令和3年9月8日（水曜日）

出席議員（9名）

1番	齊藤光雄君	2番	八畝信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
10番	鈴木君徳君		

欠席議員（1名）

9番 長南正一君

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	矢口眞二郎君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	田部井英俊君
地域整備課長	高山和広君
危機管理室長	佐藤克也君
教育課長	鳴海由紀子君
会計管理者	滝沢恒彦君
診療所事務長	小野秀司君
産業振興課長補佐	若槻寛君
住民税務課長補佐	中島輝美君
地域整備課長補佐	早坂健司君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長

東谷 英真 君

議事日程 第2号

令和2年9月8日（水曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 議第72号 大蔵村過疎地域持続的発展計画の策定について
 - 第 2 議第73号 大蔵村特定環境保全公共下水道肘折下水処理場の災害復旧業務に関する協定の一部を変更する協定の締結について
 - 第 3 議第74号 大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 4 議第75号 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 5 議第76号 教育委員会委員の任命に同意を求めるについて
 - 第 6 議第77号 令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）
 - 第 7 議第78号 令和3年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - 第 8 議第79号 令和3年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
 - 第 9 議第80号 令和3年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
 - 第10 議第81号 令和3年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）
 - 第11 議第82号 令和3年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 第12 議第83号 令和3年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
 - 第13 議第84号 令和3年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

昨日は、一般質問並びに議案審議、誠に御苦労さまでした。

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議第72号 大蔵村過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、議第72号大蔵村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆さん、改めましておはようございます。

昨日は本会議、審議、誠に御疲れさまでございました。本日もよろしくお願いを申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議第72号大蔵村過疎地域持続的発展計画の策定について。

この議案は、過疎地域である本村の持続的発展のために必要な行財政上の特別措置を受けるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、令和3年度から令和7年度までを計画期間とした大蔵村過疎地域持続的発展計画について、提案するものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第72号大蔵村過疎地域持続的発展計画の策定について。

大蔵村過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月7日提出

大蔵村長 加藤正美

別紙大蔵村過疎地域持続的発展計画につきましては、過日行われました議員全員協議会で詳

細を説明させていただいておりますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議第73号 大蔵村特定環境保全公共下水道肘折下水処理場の災害復旧業務に関する協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、議第73号大蔵村特定環境保全公共下水道肘折下水処理場の災害復旧業務に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第73号大蔵村特定環境保全公共下水道肘折下水処理場の災害復旧業務に関する協定の一部を変更する協定の締結について。

この議案は、大蔵村特定環境保全公共下水道肘折下水処理場の災害復旧業務に関する協定において、協定金額を変更する協定を締結したいので、地方自治法及び大蔵村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により提案するものであります。

詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 議第73号大蔵村特定環境保全公共下水道肘折下水処理場の災害復旧業務に関する協定の一部を変更する協定の締結について。

下記のとおり協定を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

1、協定名。大蔵村特定環境保全公共下水道肘折下水処理場の災害復旧業務に関する協定の締結について。

2、協定の方法。随意契約。

3、協定金額。変更前が1億117万2,000円、変更後が1億52万円で、65万2,000円の減となります。

4、協定の相手方。東京都文京区湯島二丁目31番27号、日本下水道事業団、理事長森岡泰裕。令和3年9月7日提出。

大蔵村長加藤正美。

変更理由を申し上げます。

肘折下水処理場の災害復旧業務としまして、日本下水道事業団のほうで機械設備工事や電気設備工事を発注した結果、入札に付した結果でございますけれども請負金額が生じたので、差額分の協定金額を減額変更するものでございます。工事内容につきましては変更ございません。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第74号 大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、議第74号大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第74号大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例の適用期限を延長するため、大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じ、提案するものであります。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議ください

ますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南正寿住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第74号大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和3年9月30日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則。

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

令和3年9月7日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第75号 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、議第75号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第75号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法の一部改正に伴い、大蔵村税条例の一部を改正するため、提案するものであります。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南正寿住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第75号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村税条例の一部を改正する条例。

大蔵村税条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、村たばこ税に関する改正でございます。

過日、議員全員協議会で御説明させていただきましたので、この場では内容説明を割愛させていただきます。

附則。

（施行期日）

第1条 この条例は令和3年10月1日から施行する。

（村たばこ税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった村たばこ税については、なお従前の例による。

令和3年9月7日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第76号 教育委員会委員の任命に同意を求めるについて

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、議第76号教育委員会委員の任命に同意を求めるについてを議

題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第76号教育委員会委員の任命に同意を求めるについて。

この議案は、教育委員会委員の林 文枝氏が令和3年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き、大蔵村大字南山319番地、林 文枝氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の御同意をお願いしますのでございます。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第6 議第77号 令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第6、議第77号令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第77号令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に1億800万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,500万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に、債務負担行為につきましては「第2表 債務負担行為」に、地方債につきましては「第3表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 〔以下、各担当課長より議案の詳細説明〕

それでは、補正予算書の2ページをお開きください。

議第77号令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）

令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,500万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、廃止及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年9月7日提出

大蔵村長 加藤 正美

5ページをお開きください。

第2表 債務負担行為

村営バス運転業務委託事業。期間が令和4年度から令和8年度まで。限度額が2億4,000万円。

重粒子線がん治療費利子補給。期間が令和4年度から令和10年度まで。66万6,000円。

次のページ、6ページになります。

第3表 地方債補正

1、追加でございます。

起債の目的、学校教育施設等整備事業債。限度額1億860万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、借入先との協定による。償還の方法、借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

2、廃止。

起債の目的が防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債。補正前の限度額が4,300万円、補正前は記載のとおりでございます。こちらのほうが全部廃止になってございます。

7ページ。3、変更でございます。

起債の目的、災害復旧事業債。補正前の限度額80万円。補正後の限度額570万円。

緊急防災・減災事業債。補正前が700万円、補正後の限度額が1,950万円。

辺地対策事業債。補正前の限度額が6,510万円、補正後の限度額が5,620万円。

過疎対策事業債。補正前の限度額が2億8,860万円、補正後の限度額が2億5,310万円。

臨時財政対策債。補正後の限度額が9,000万円、補正後の限度額が7,760万円。

合計。補正前の限度額が4億5,150万円、補正後の限度額が4億1,210万円。

起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

12ページをお開きください。

2 歳入

9款1項1目地方特例交付金177万4,000円。

10款1項1目地方交付税2億5,846万4,000円。

12款分担金及び負担金1項負担金2目民生費負担金324万2,000円の減。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金2,825万8,000円。2目民生費国庫補助金427万4,000円。3目衛生費国庫補助金45万6,000円。

15款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金147万1,000円。2目民生費県補助金138万9,000円。3目衛生費件補助金31万4,000円。4目農林水産業費県補助金102万6,000円。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金2億6,852万6,000円の減。

ページをめくっていただきまして14ページになります。

19款1項1目繰越金5,454万9,000円。

20款諸収入4項雑入3目違約金及び延納利息59万3,000円。5目雑入100万円。

21款1項村債4目農林水産業債80万円の減。5目商工債890万円の減。6目土木債4,570万円。7目消防債10万円。8目教育債240万円の減。9目災害復旧債490万円。10目臨時財政対策債1,240万円の減。

16ページをお開きください。

3 歳出

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費167万6,000円。3目財政管理費4,000万円。5目財産管理費297万円。6目企画費52万円。8目地域振興費2,142万7,000円。9目情報システム費620万円。12目諸費129万3,000円。

2項徴税費1目税務総務費5万円。

次のページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費17万8,000円。3目老人福祉費246万7,000円。

4目障害福祉費78万9,000円。7目後期高齢者医療費15万円。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費475万1,000円。2目児童福祉施設費、これは財源の内訳の変更でございます。

次のページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費1,036万円の減。2目成人老人保健事業費70万4,000円。6目環境衛生費7,000円。7目浄化槽費29万1,000円の減。

3項1目簡易水道費351万1,000円。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費136万8,000円。6目農地費13万5,000円。

次のページをお願いいたします。

7款商工費1項商工費1目商工総務費30万円。3目観光費、財源内訳の変更です。4目スキー場管理費140万円。

2項1目地域活性化促進費700万円。

8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費100万円の減。

次のページをお願いいたします。

3目道路新設改良費629万円。4目橋りょう維持費50万円。5項下水道費1目特定環境保全公共下水道費90万9,000円。

9款1項消防費2目消防施設費、これについては財源内訳の変更でございます。4目危機管理費62万4,000円。

次のページをお開きください。

5目防災無線管理費13万3,000円。

10款教育費1項教育総務費、こちらは財源内訳の変更でございます。3目スクールバス運行管理費、こちらにも財源内訳の変更でございます。

2項小学校費4目情報教育費946万円。

3項中学校費1目学校管理費、こちらは財源内訳の変更でございます。4目情報教育費473万円。

次のページをお開きください。

5項保健体育費3目運動公園管理費10万9,000円。

11款災害復旧費2項1目公共土木施設災害復旧費、こちらは財源内訳の変更でございます。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 13ページの社会福祉費補助金、低所得の子育て支援と書いてありますけれども、低所得というのはどの範囲をいうのか。それからこれに該当する世帯は幾つあるのか。

○健康福祉課長（田部井英俊君） それにつきましては、令和3年3月31日時点での18歳未満の児童を養育する父母に対して行われるもので、一律5万円を今回45世帯、45人の方に対して行うものです。低所得の方については住民税非課税世帯ということになっております。以上です。（「はい、いいです」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第78号 令和3年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第7、議第78号令和3年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第78号令和3年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額に1万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,411万3,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 補正予算書の32ページをお開きください。

議第78号令和3年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度大蔵村の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,411万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月7日提出

大蔵村長 加藤 正 美

38ページをお開きください。

2 歳入

1 款 1 項国民健康保険税 1 目一般被保険者国民健康保険税 1 万3,000円。

次のページをお願いいたします。

3 歳出

1 款総務費 1 項総務管理費 2 目連合会負担金 1 万3,000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第79号 令和3年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第8、議第79号令和3年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第79号令和3年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に470万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,489万3,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） それでは、補正予算書の44ページをお願いいたします。

議第79号令和3年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度大蔵村の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ470万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,489万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月7日提出

大蔵村長 加藤正美

50ページをお願いいたします。

2 歳入

3 款繰入金1項1目一般会計繰入金351万1,000円。

4 款繰入金1項繰越金1目繰越金118万9,000円。

次のページをお願いいたします。

3 歳出

1 款1項水道事業経営総務費1目水道管理費470万円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第80号 令和3年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算（第2号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第9、議第80号令和3年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別
会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

- 村長（加藤正美君） 議第80号令和3年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に150万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,261万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。
○地域整備課長（高山和広君） それでは、56ページをお願いいたします。

議第80号令和3年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度大蔵村の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,261万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月7日提出

大蔵村長 加藤正美

62ページをお願いいたします。

2 歳入

4款繰入金1項1目一般会計繰入金90万9,000円。

5款1項1目繰越金59万1,000円。

次のページをお願いいたします。

3 歳出

1款1項公共下水道事業経営総務費1目下水道管理費150万円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第81号 令和3年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第10、議第81号令和3年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第81号令和3年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額に33万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,139万9,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 補正予算書の68ページを御覧ください。

議第81号令和3年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）

令和3年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,139万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月7日提出

大蔵村長 加藤正美

74ページを御覧ください。

2 歳入

1 款診療収入 1 項外来収入 5 目その他の診療収入1,077万4,000円。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金1,081万7,000円の減。

5 款 1 項 1 目繰越金38万円。

次のページを御覧ください。

3 歳出

1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費33万7,000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議第 8 2 号 令和 3 年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第11、議第82号令和3年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第82号令和3年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第1号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額に5,076万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,806万7,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 田部井健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君） それでは、補正予算書の80ページをお開きください。

議第82号令和3年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,076万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,806万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月7日提出

大蔵村長 加藤正美

86ページをお開きください。

2 歳入

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金380万9,000円。

2項国庫補助金1目調整交付金174万1,000円。3目地域支援事業交付金(その他の地域支援事業)2万8,000円。4目介護保険事業費補助金70万9,000円。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金671万5,000円。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金427万4,000円。

2項県補助金2目地域支援事業交付金(その他の地域支援事業)1万4,000円。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金241万3,000円。

8款1項1目繰越金3,106万4,000円。

次のページをお開きください。

3 歳出

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、こちらは財源内訳の変更でございます。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費3目施設介護サービス給付費2,100万円ちょうど。

4項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費150万7,000円。

6項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費230万円。

次のページをお開きください。

4款地域支援事業費3項総括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費7万4,000円。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金2,582万3,000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(鈴木君徳君) 説明が終わったので、質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第83号 令和3年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第12、議第83号令和3年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第83号大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）。

この議案は、浄化槽整備事業特別会計歳入歳出予算の総額から10万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,519万5,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に、地方債につきましては「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 94ページをお願いいたします。

議第83号令和3年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度大蔵村の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,519万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月7日提出

大蔵村長 加藤正美

97ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正

変更でございます。

起債の目的。下水道事業債、変更前の限度額が150万円、変更後の限度額が160万円。

過疎対策事業債。変更前が150万円、変更後が140万円。

合計300万円、変わらずでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

102ページをお願いいたします。

2 歳入

1 款分担金及び負担金 1 項分担金 1 目浄化槽整備事業分担金 2 万2,000円の減。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金29万1,000円の減。

5 款 1 項 1 目繰越金20万8,000円。

次のページをお願いいたします。

3 歳出

1 款浄化槽整備事業費 1 項 1 目浄化槽管理費、こちらにつきまして財源内訳の変更でございます。

2 項 1 目浄化槽整備事業費10万5,000円の減。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第84号 令和3年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第13、議第84号令和3年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第84号令和3年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

この議案は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額に5万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,775万1,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 補正予算書の108ページをお開きください。

議第84号令和3年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和3年度大蔵村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,775万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月7日提出

大蔵村長 加藤正美

114ページをお願いいたします。

2 歳入

3 款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金15万円。

4 款1項1目繰越金9万9,000円の減。

次のページをお願いいたします。

3 歳出

1 款総務費1項総務管理費1目一般管理費15万円。

2 款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金9万9,000円の減。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

明日9月9日と9月10日午前中は、決算審査特別委員会のため本会議を休会いたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、9月9日と9月10日午前中は、決算審査
特別委員会のため本会議を休会いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、9月10日午後1時より開会いたしますので、御参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時02分 散会

令和3年9月10日（金曜日）

第3回大蔵村議会定例会会議録
(第3日目)

令和3年9月10日（金曜日）

出席議員（9名）

1番	齊藤光雄君	2番	八畝信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
10番	鈴木君徳君		

欠席議員（1名）

9番 長南正一君

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	矢口眞二郎君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	田部井英俊君
地域整備課長	高山和広君
危機管理室長	佐藤克也君
教育課長	鳴海由紀子君
会計管理者	滝沢恒彦君
診療所事務長	小野秀司君
産業振興課長補佐	若槻寛君
住民税務課長補佐	中島輝美君
地域整備課長補佐	早坂健司君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長

東谷 英真 君

議事日程 第3号

令和3年9月10日（金曜日） 午前11時00分 開議

第 1 常任委員会付託案件審議

第4号（請願） 村役場新庁舎移転の公正な議論のための「社民アンケート」実施の
請願

第5号（請願） 米の需給調整に関する請願

第 2 決算審査特別委員会付託の議案

議第64号 令和2年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について

議第65号 令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第66号 令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第67号 令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
認定について

議第68号 令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について

議第69号 令和2年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第70号 令和2年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第71号 令和2年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第 3 発議第2号 大蔵村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

第 4 発議第3号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出について

第 5 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見
書の提出について

第 6 発議第5号 米の需給調整に関する意見書の提出について

第 7 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前11時00分 開会

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

9月9日並びに10日の決算審査特別委員会、誠に御苦労さまでした。

また、御多忙中にもかかわらず、本会議を傍聴いただきます皆様に対し、議会を代表し敬意と感謝を申し上げます。

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会付託案件審議

第4号（請願） 村役場新庁舎移転の公正な議論のための「村民アンケート」実施の請願

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、常任委員会付託案件の審議に入ります。

整理番号4号（請願）「村役場新庁舎移転の公正な議論のための「村民アンケート」実施の請願」を議題といたします。

総務文教常任委員会副委員長の報告を求めます。4番矢口 智君。

○総務文教常任副委員長（矢口 智君） 委員会審査の報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、9月8日に審査を行いまして決定しております。請願書の名前は「村役場新庁舎移転の公正な議論のための「村民アンケート」実施の請願」ということで、請願者は大蔵村大字南山624番地2 高山信男、大蔵村大字南山68-8 柿崎ハツ子。

本件について審査の結果を報告します。

本定例会において、庁舎の建設に関連した一般質問の答弁に、村長は「現在調査中の箇所を含め、5地区について公示し、村民を交えた新庁舎建設検討委員会などを設置し、村民の意見を反映する」及び「その後、何らかの必要性が生じた場合にアンケートの実施を検討する」旨の答弁を行っております。

また、請願の中にある「清水高台案は唐突」との意見がありましたが、これは以前から「清水・合海地区内で新庁舎建設」という考えを議会に示されておった内容であり、唐突なものではありません。

アンケートの実施についても、候補地も基本計画もない状態でアンケートの実施を行えば、村内が混乱状態に陥るのは必至であると考えられます。

また、今まで候補地となる土地がなかなか見つからず、遅れてきたという事実もあります。

村民からの貴重な御意見に敬意を表しながらも、本委員会としては今後も村の進捗状況を見て、柔軟な対応をするべきと考えます。

よって、審査の結果は不採択とします。

以上、報告いたします。

○議長（鈴木君徳君） 報告が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本請願は、副委員長報告のとおり不採択とすることに決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本請願は副委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

第5号（請願） 米の需給調整に関する請願

○議長（鈴木君徳君） 整理番号5号（請願）「米の需給調整に関する請願」を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。8番早坂民奈君。

○産業建設常任委員長（早坂民奈君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した月日 9月8日

事件の番号 整理番号 第5号

請願書 米の需給調整に関する請願

請願者 新庄市大字福田字福田山711番地73

もがみ中央農業協同組合

代表理事組合長 安食 賢一

コロナ禍による需要減に対し、政府備蓄米等の市場隔離による米価の安定化、また、その市場隔離を行うための施設整備（倉庫の新設、低温倉庫の改修）、在庫がいまだある中で、新米がこれから流通することなど、農業を主たる産業とする本村の状況を考慮すれば、稲作農家の

所得の確保のために必要なものと判断し、採択といたします。

審査結果、採択。

以上、報告いたします。

○議長（鈴木君徳君） 報告が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本請願は、委員長報告のとおり採択とすることを決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本請願は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

日程第2 決算審査特別委員会付託の議案

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、決算審査特別委員会付託の議案を議題といたします。

議第64号から議第71号までの決算関係議案8件を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。8番早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 御報告申し上げます。

去る9月7日の本会議において、当決算審査特別委員会に付託されました決算関係8議案の審査結果は次のとおりであります。

議第64号令和2年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について、議第65号令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第66号令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第67号令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第68号令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議第69号令和2年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第70号令和2年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第71号令和2年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、この8議案について慎重に審査した結果、いずれも適正妥当であり原案のとおり認定されました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木君徳君） 委員長報告が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

議第64号から議第71号までの決算関係議案8件について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議第64号から議第71号までの決算関係議案8件については、委員長報告のとおり、いずれも原案のとおり認定されました。

日程第3 発議第2号 大蔵村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、発議第2号大蔵村議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第14条の規定により提案理由の説明を求めます。7番佐藤勝議会運営委員長。

○7番（佐藤 勝君） 発議第2号、大蔵村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の事案を、別紙のとおり地方自治法第112条並びに大蔵村会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

村議会への多様な人材の参画を推進する環境整備を図るため、育児、看護、介護などによる議会への欠席事由を整備するとともに、母性保護の観点から出産に係る産前・産後期間にも配慮した規定を整備するものです。併せて請願者に一律に求めている押印を見直し、署名または記名押印に改めるため、提案するものであります。

本文を朗読して提案いたします。

大蔵村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

大蔵村議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

大蔵村議会会議規則の一部を改正する規則

大蔵村議会会議規則（平成元年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改める。

同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間

(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、押印」を「及び請願者の住所(法人の場合にはその所在地)を記載し、請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

以上、御審議の上、提案どおり御可決くださいますようお願いいたします。

○議長(鈴木君徳君) 説明が終わったので、質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鈴木君徳君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時22分 再開

○議長(鈴木君徳君) 再開いたします。

日程第4 発議第3号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出について

○議長(鈴木君徳君) 日程第4、発議第3号豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第14条の規定により提案理由の説明を求めます。7番佐藤勝議会運営委員長。

○7番(佐藤 勝君) 発議第3号、豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出について。

上記の事案を、別紙のとおり地方自治法第112条並びに大蔵村会議規則第14条第1項及び第

2項の規定により提出する。

提案理由を申し上げます。

豪雪地帯対策については、これまで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法や豪雪地帯対策特別措置法に基づく特例措置等により、冬期間の生活環境は大幅に改善されてきたところではありますが、少子高齢化の進展、空き家の増加、気候変動の影響による雪の降り方の変化などの問題が生じております。

このように、豪雪地帯を取り巻く状況が変化する中で、住民の安全・安心を確保していくためには、これまで以上に迅速・柔軟な対応が必要なため、意見書の提出をするものであります。

本文を朗読して提案いたします。

豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書

豪雪地帯対策については、これまで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法や豪雪法に基づく特例措置等により、往時に比べ冬期間の生活環境は大幅に改善されてきたところであるが、近年、少子高齢化の進展や空き家の増加等による地域の克雪力の低下に加え、気候変動の影響による雪の降り方の変化に直面している。

特に、令和2年度の豪雪では、短期集中的な降雪の影響により、要援護者世帯の除排雪の遅れや空き家の倒壊が生じ、さらには雪下ろし等除雪作業に伴う事故が発生するなど、多くの課題が明らかになった。

このように、豪雪地帯を取り巻く状況が変化する中で、住民の安全・安心を確保していくためには、これまでの国による支援措置に加え、豪雪地帯における様々な課題への迅速な対応を可能とする支援策が必要である。

よって、国会並びに政府におかれては、特別豪雪地帯における基幹道路の整備及び公立小中学校等の施設等の整備を促進するため、豪雪法第14条及び第15条の特例措置について10か年の延長を講ずるとともに、豪雪地帯の住民の安全・安心な生活を確保するため、雪処理の担い手確保など豪雪地帯特有の課題に対して、交付金や基金等により柔軟に対応できる財政支援制度を創設するなど総合的な対策を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月10日

大蔵村議会議長 鈴木 君徳

衆議院議長 大島 理森殿

参議院議長 山東 昭子殿

内閣総理大臣 菅 義偉殿
財務大臣 麻生 太郎殿
総務大臣 武田 良太殿
文部科学大臣 萩生田 光一殿
厚生労働大臣 田村 憲久殿
農林水産大臣 野上 浩太郎殿
経済産業大臣 梶山 弘志殿
国土交通大臣 赤羽 一嘉殿
環境大臣 小泉 進次郎殿

以上、御審議の上、提案どおり御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を
求める意見書の提出について

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、発議第4号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第14条の規定により提案理由の説明を求めます。7番佐藤勝議会運営委員長。

○7番（佐藤 勝君） 発議第4号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について。

上記の事案を、別紙のとおり地方自治法第112条並びに大蔵村会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、各方面に甚大な経済的・社会的

影響を及ぼしており、生活への不安が続いています。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化、社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠であることから、意見書の提出をするものです。

本文を朗読して提案いたします。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記

1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月10日

大蔵村議会議長 鈴木 君徳

衆議院議長 大島 理森殿

参議院議長 山東 昭子殿

内閣総理大臣 菅 義偉殿

財務大臣 麻生 太郎殿

総務大臣 武田 良太殿

経済産業大臣 梶山 弘志殿

内閣官房長官 加藤 勝信殿

経済再生担当大臣 西村 康稔殿

以上、御審議の上、提案どおり御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第5号 米の需給調整に関する意見書の提出について

○議長（鈴木君徳君） 日程第6、発議第5号米の需給調整に関する意見書の提出についてを議題といたします。

産業建設常任委員長から、会議規則第14条の規定により提案理由の説明を求めます。産業建設常任委員長早坂民奈委員長、お願いいたします。早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 発議第5号、米の需給調整に関する意見書の提出について。

上記の事案を、別紙のとおり地方自治法第112条並びに大蔵村会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

コロナ禍による米の需要減に対し、政府備蓄米等の市場隔離による米価の安定化、また、その市場隔離を行うための施設整備（倉庫の新設、低温倉庫の改修）、在庫がいまだある中で、新

米がこれから流通することなど、農業を主たる産業とする本村の状況を鑑み、稲作農家の所得の確保のために、意見書の提出をするものです。

本文を朗読して提案いたします。

米の需給調整に関する意見書

コロナ禍による予期せぬ需要減等により主食用米の民間在庫は業務用米を中心に増加し、令和3年6月末で219万トンと適正水準とされる180万トンを大幅に超過している。

農林水産省は令和3年7月29日の食糧部会において、3年産米の生産量見通し693万トン（作付け転換△6.7万ha）をほぼ達成したとしたが、この見通しはコロナ禍による予期せぬ需要減まで見込んでいるものではなく、今後の作況が豊作基調となればさらに生産量は増加する。

令和2年産米がこの秋以降に持ち越されれば、3年産米の需給緩和と米価下落、加えて4年産作付け転換にも上乘せされ、稲作を根幹とする本県農業への甚大な影響が懸念される。

については、持続可能な水田農業の維持・発展に向け、下記のとおり強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

コロナ禍による予期せぬ需要減に対して、政府備蓄米の運用改善等あらゆる政策を総動員した市場隔離の実施、さらには倉庫の新設や低温倉庫の改修にかかる支援等、出来秋に向けた出口対策を強化・拡充すること。

令和3年9月10日

大蔵村議会議長 鈴木 君徳

衆議院議長 大島 理森殿

参議院議長 山東 昭子殿

内閣総理大臣 菅 義偉殿

財務大臣 麻生 太郎殿

農林水産大臣 野上 浩太郎殿

以上、御審議の上、提案どおり御可決下さいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議員派遣の件

○議長（鈴木君徳君） 日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

事務局職員から朗読させます。

○議会事務局長（東谷英真君） 議員派遣の件。

令和3年9月10日

次のとおり議員を派遣する。

1 令和3年度町村議会議員研修会。

（1）目 的 研修会参加のため。

（2）派遣場所 山形市 山形国際交流プラザ。

（3）期 間 令和3年10月20日。

（4）派 遣 議員全員でございます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） お諮りいたします。

ただいま事務局職員朗読のとおり、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、事務局職員朗読のとおり決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和3年第3回大蔵村議会定例会を閉会いたします。

御審議、誠に御苦労さまでした。

午前11時44分 閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員